

目で見る日本の地方財政

# 地方財政の状況

平成24年版 地方財政白書ビジュアル版(平成22年度決算)

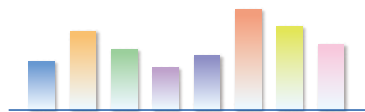


総務省

目で見える日本の地方財政

# 地方財政の状況

平成24年版 地方財政白書ビジュアル版  
(平成22年度決算)



総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-5253-5111 (内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/>

# 目次

---

地方財政の役割 .....	1
平成 22 年度決算の概況 .....	4
決算規模 .....	5
決算収支 .....	5
歳入 .....	6
1. 歳入内訳の構成 .....	6
2. 歳入内訳の推移 .....	7
3. 地方税 .....	8
4. 地方交付税 .....	11
歳出 .....	13
1. 目的別分類 .....	13
2. 性質別分類 .....	16
財政構造の弾力性 .....	19
1. 経常収支比率 .....	19
2. 実質公債費比率及び公債費負担比率 .....	20
地方財政の借入金残高 .....	21
1. 地方債現在高の推移 .....	21
2. 地方財政の借入金残高 .....	22
地方公営企業 .....	23
1. 地方公営企業が占める割合 .....	23
2. 地方公営企業の事業数 .....	24
3. 決算規模 .....	24
4. 経営状況 .....	25
地方財政健全化の推進 .....	26
1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要 .....	26
2. 健全化判断比率・資金不足比率の状況 .....	29

# 地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成22年度の決算の状況、地方公共団体の健全化判断比率等の状況などを紹介していきます。

## 地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。

### 地方公共団体の会計

#### 普通会計

#### 一般行政部門の会計



#### その他の会計 (公営事業会計)

#### 公営企業会計

- 水道事業
- 交通事業
- 電気事業
- ガス事業
- 病院事業
- 下水道事業
- 宅地造成事業
- など

国民健康保険  
事業会計

後期高齢者医療  
事業会計

介護保険  
事業会計

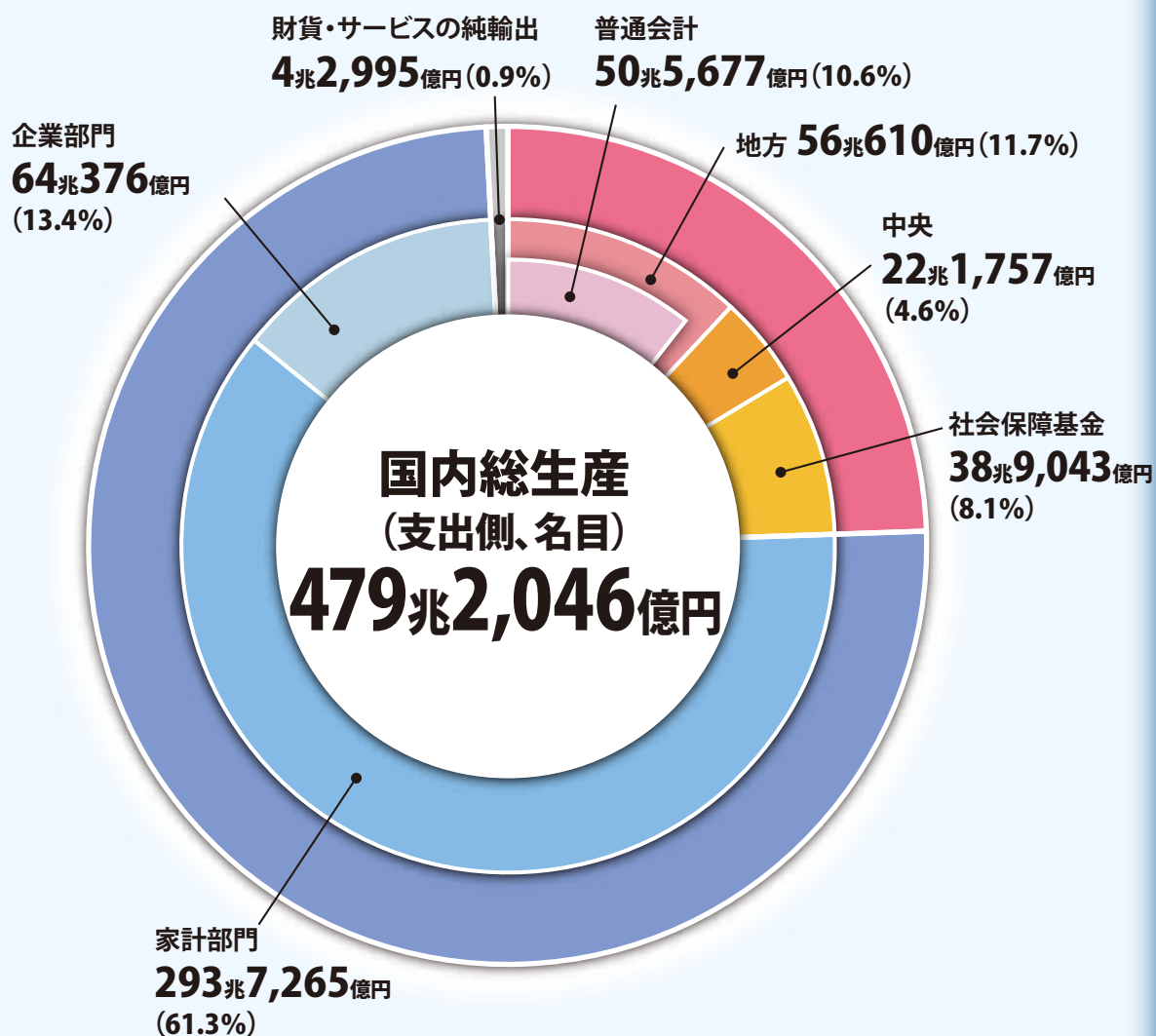
など

## 地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか？

地方財政の規模を国内総生産（支出側）に占める割合でみると、地方政府が11.7%を占めており、中央政府の約2.5倍となっています。

### 国内総生産（支出側）と地方財政

**政府部門**  
**117兆1,410億円 (24.4%)**



**民間部門**  
**357兆7,641億円 (74.7%)**

# どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、警察・消防、社会教育などの日常生活に関係の深い分野です。

## 国と地方の主な目的別歳出の割合（最終支出ベース）

### 目的別歳出の割合

地方の割合

58.7%

国の割合

41.3%

衛生費	3.7%	保健所、ごみ・し尿処理等	98%	2%
学校教育費	9.1%	小・中学校、幼稚園等	89%	11%
司法警察消防費	4.0%		78%	22%
社会教育費等	2.8%	公民館、図書館、博物館等	76%	24%
民生費（年金関係を除く）	19.0%	児童福祉、介護などの老人福祉、生活保護等	72%	28%
国土開発費	9.6%	都市計画、道路・橋りょう、公営住宅等	69%	31%
国土保全費	1.5%	河川海岸	66%	34%
商工費	6.3%		63%	37%
災害復旧費等	0.2%		49%	51%
公債費	20.3%		40%	60%
農林水産業費	1.9%		39%	61%
住宅費等	2.1%		36%	64%
恩給費	0.5%		4%	96%
民生費のうち年金関係	6.3%			100%
防衛費	2.9%			100%
一般行政費等	8.6%	戸籍、住民基本台帳等	78%	22%
その他	1.2%			100%

# 平成22年度決算の概況

歳入・歳出ともに前年度より減少しました。

## ① 歳入

### 97兆5,115億円(前年度比8,542億円、0.9%減)

地方交付税、地方債等が増加する一方で、地方税、国庫支出金等が減少したことから、歳入総額は前年度より8,542億円減少しました。

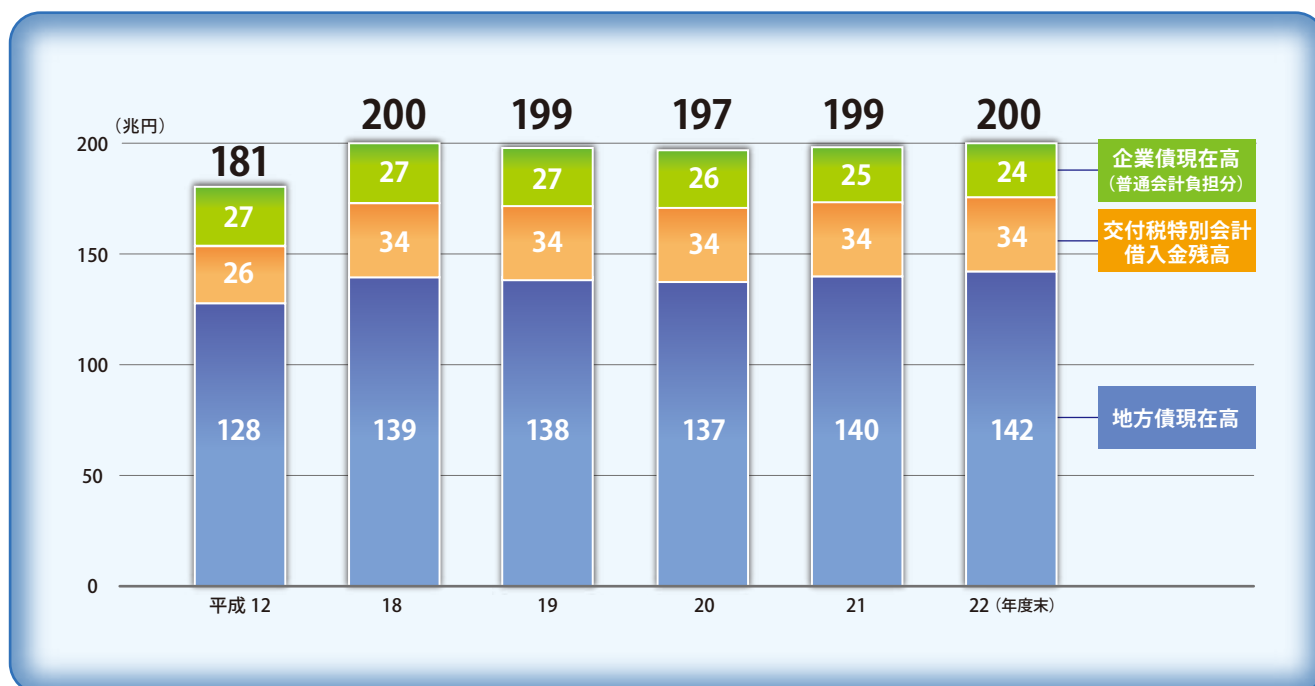
## ② 歳出

### 94兆7,750億円(前年度比1兆3,314億円、1.4%減)

扶助費、公債費等が増加する一方で、人件費、普通建設事業費、その他の経費(主に補助費等、積立金)が減少したことから、歳出総額は前年度より1兆3,314億円減少しました。

## ③ 普通会計が負担すべき借入金残高の推移

依然として高い水準で推移しています。



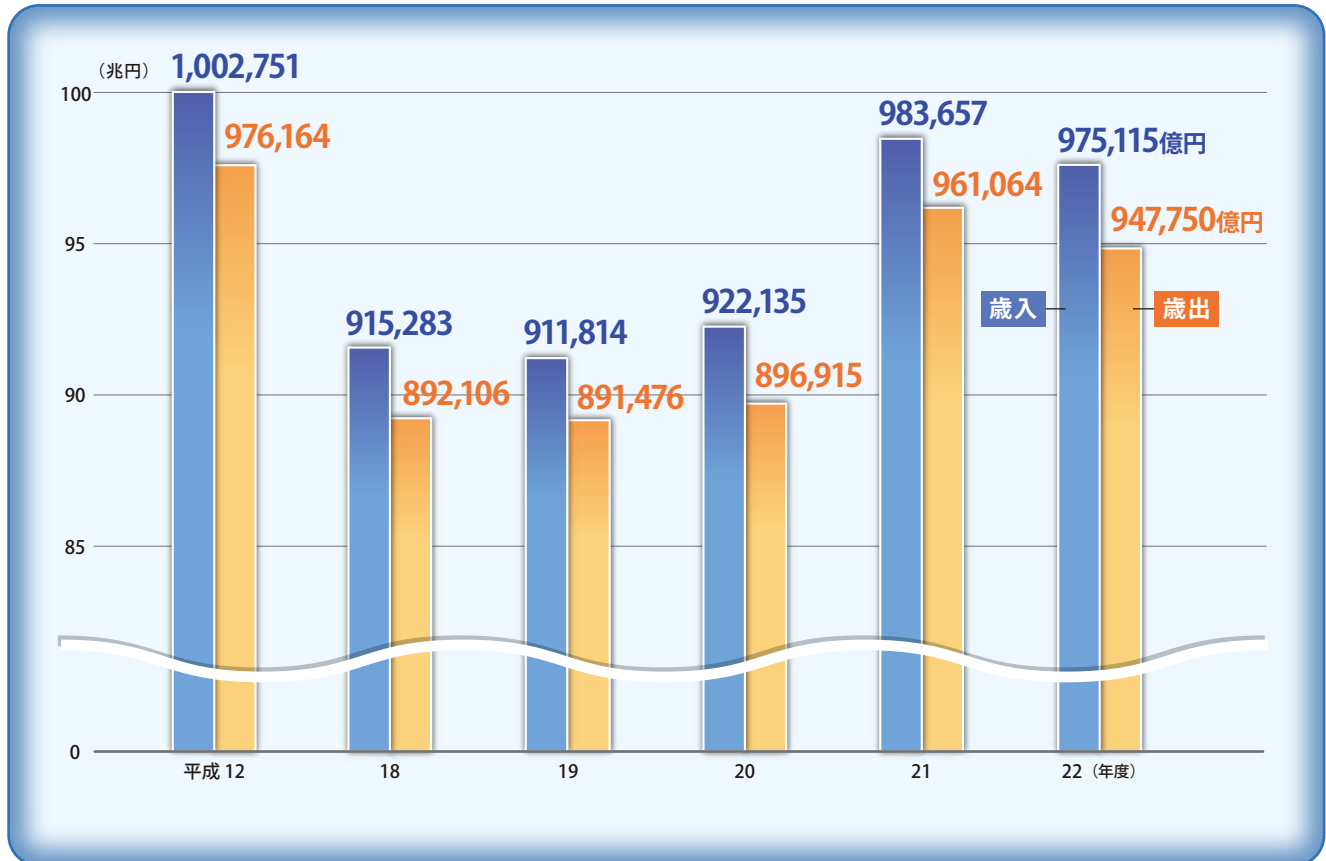
(注1) 企業債現在高(普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値です。

(注2) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

(注3) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

# 決算規模

歳入、歳出ともに前年度決算額を下回っています。主な要因として、歳入については、地方税、国庫支出金が減少したこと、歳出については、普通建設事業費、補助費等及び積立金が減少したことが挙げられます。



# 決算収支

実質単年度収支は3年連続黒字となり、単年度収支は2年連続黒字となっています。

区分	決算期		赤字の団体数	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
実質収支	1兆6,702億円	1兆4,447億円	8 (8)	13 (13)
単年度収支	2,258億円	1,720億円	567 (1,278)	579 (1,153)
実質単年度収支	1兆395億円	2,382億円	237 (917)	440 (1,004)

(注1) 実質単年度収支は、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額をいいます。  
 単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。  
 実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。  
 (注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含まず、( )内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数です。



# 歳入

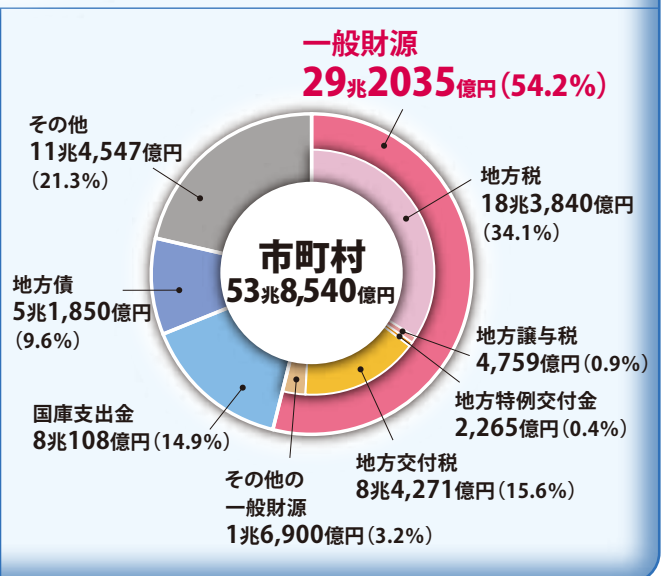
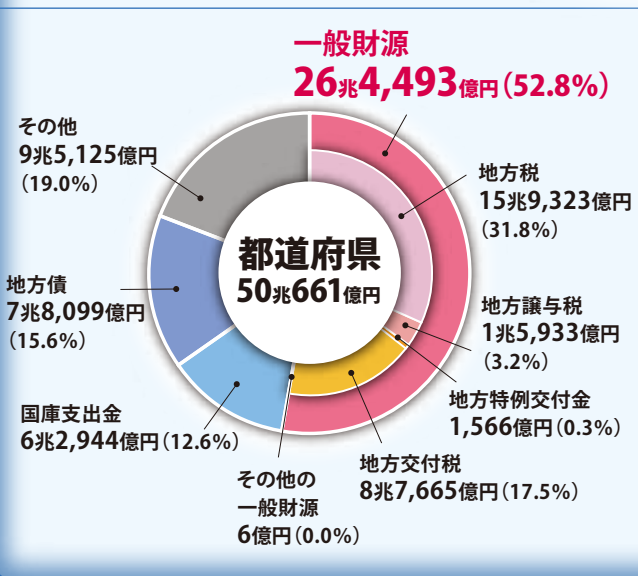
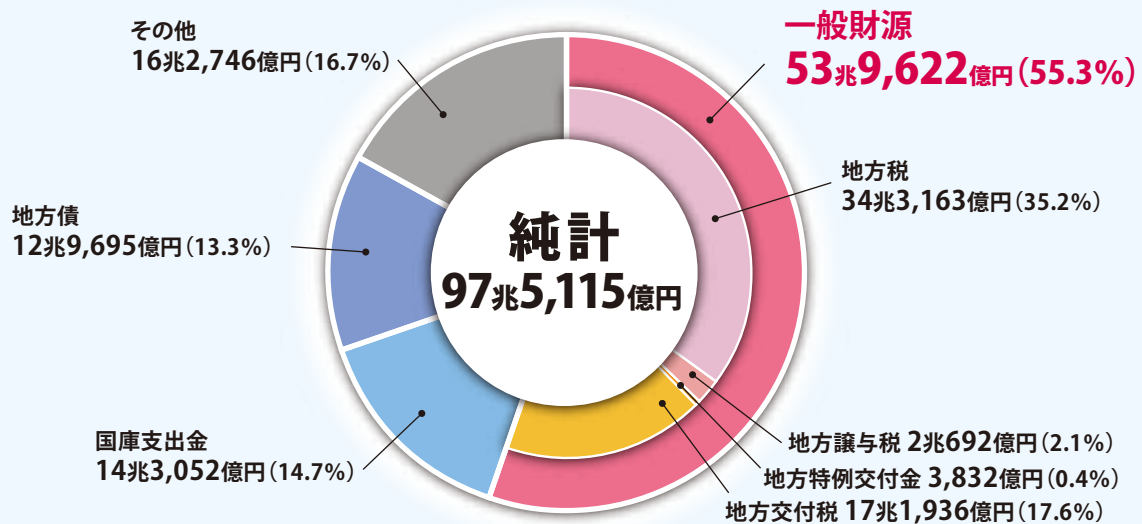
## 行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

### 1 歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税(35.2%)、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

#### 一般財源

地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になります。



地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方揮発油譲与税などがあります。
地方特例交付金等	平成18年度及び19年度の児童手当の制度拡充並びに平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金などがあります。
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源です(詳しくは11ページ「4地方交付税」をご覧ください)。
国庫支出金	国が地方に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等の総称です。
地方債	地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

(注1) ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、「地方公営企業」で紹介します)。

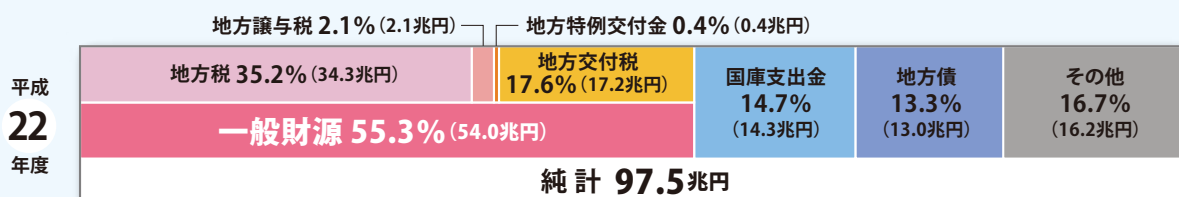
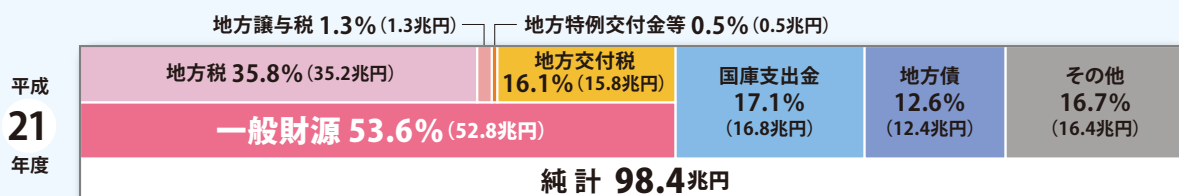
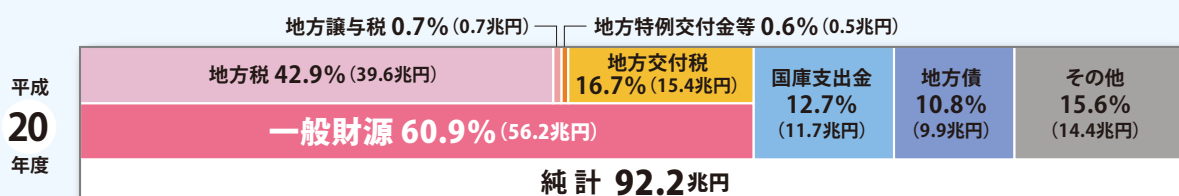
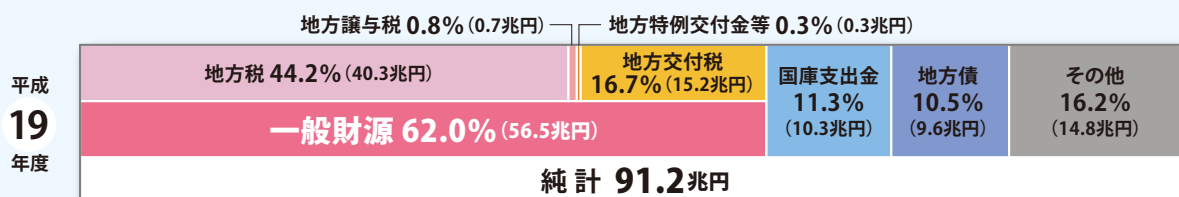
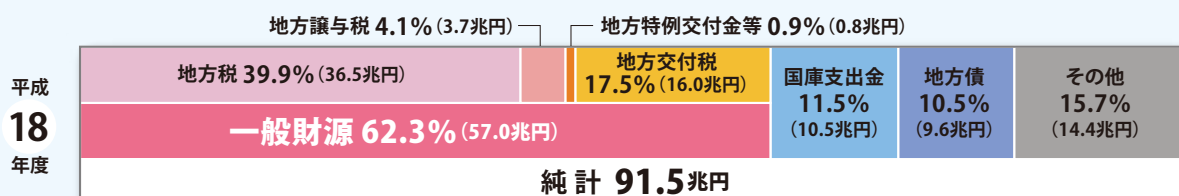
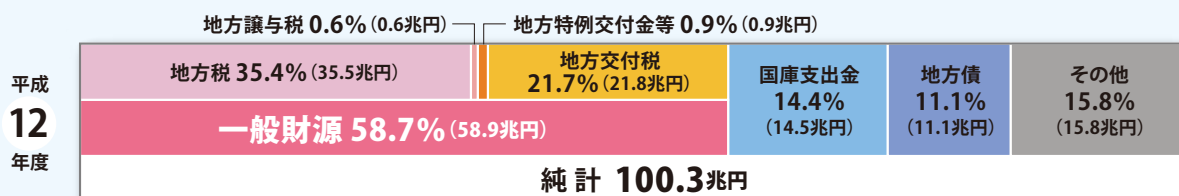
(注2) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

(注3) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

## 2 歳入内訳の推移

歳入総額に占める一般財源の割合は、地方交付税等の増加及び国庫支出金の減少により、前年度に比べ上昇し約55%となっています。

### 純計

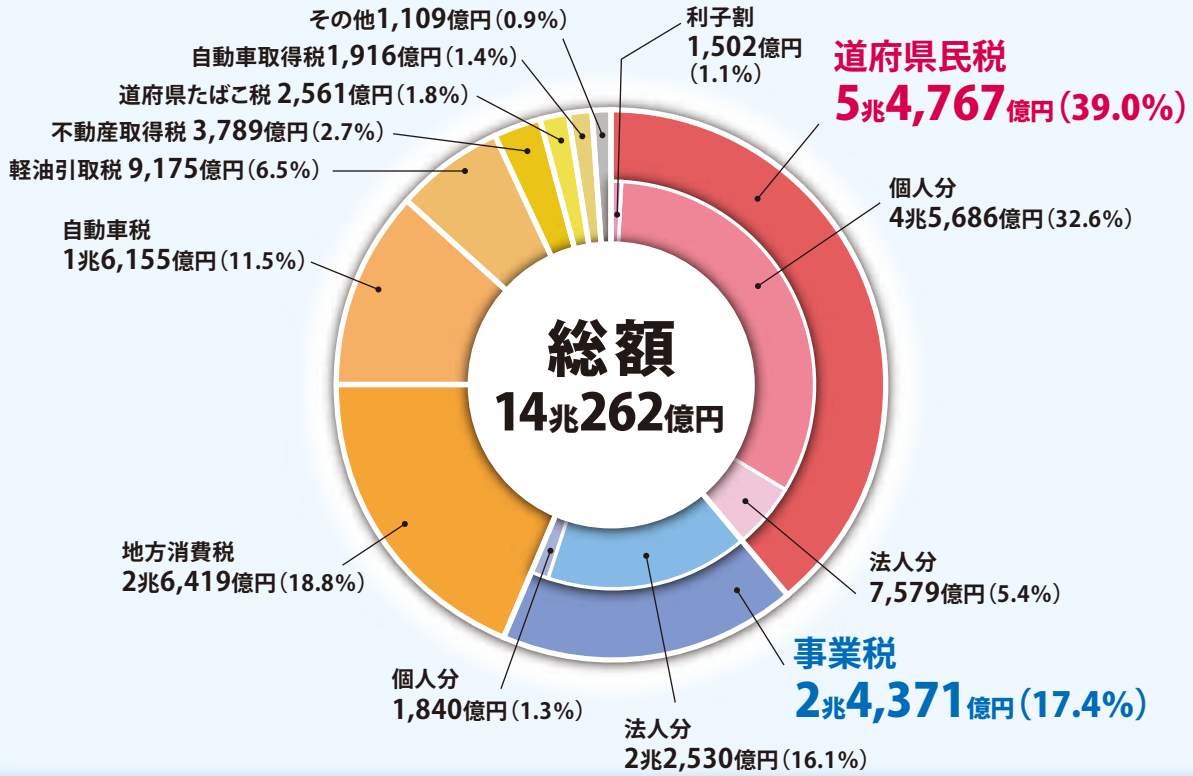


(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

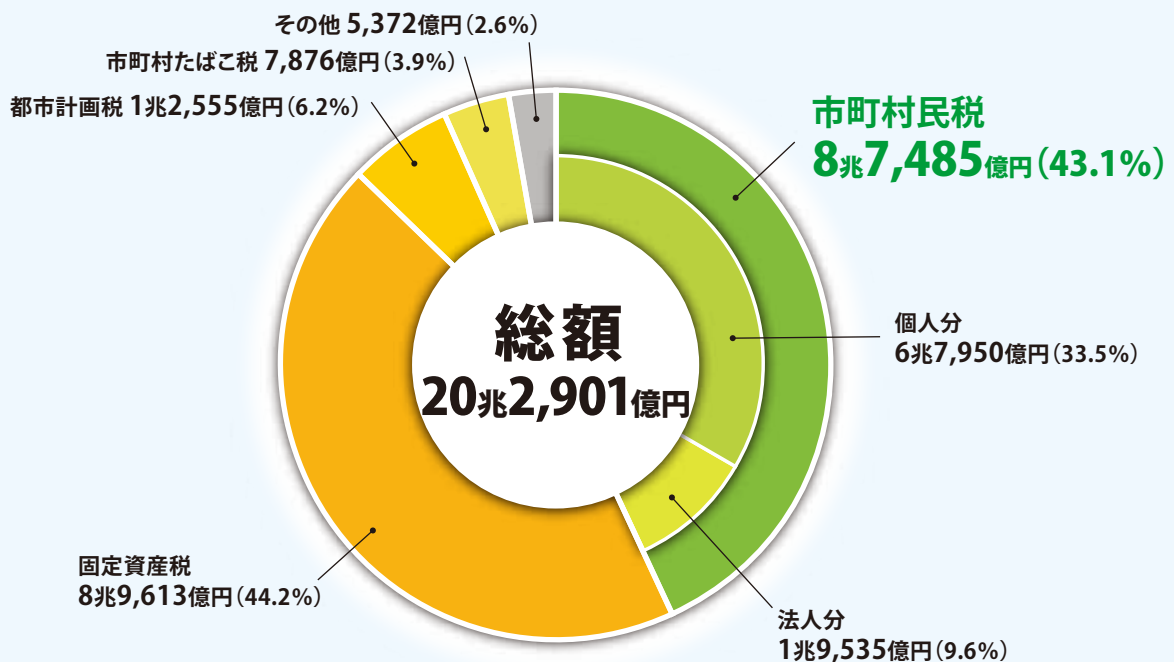
### 3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

#### 道府県税の税収の構成（平成22年度決算）



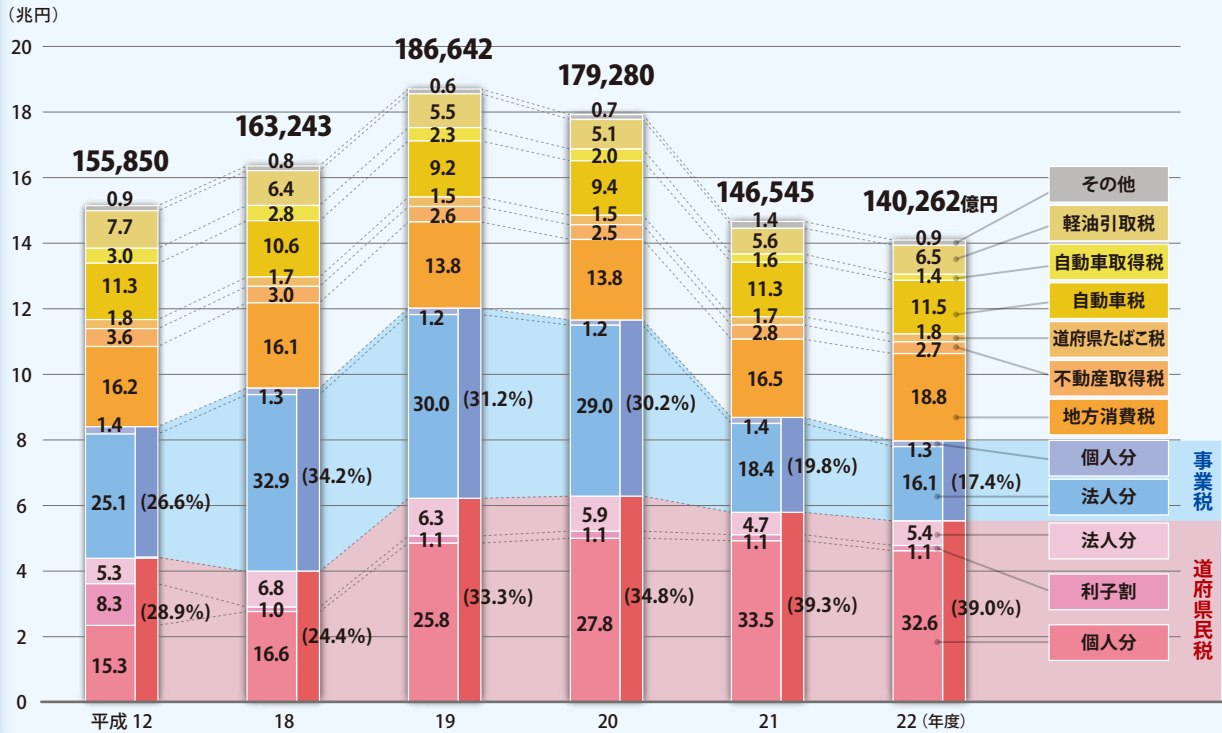
#### 市町村税の税収の構成（平成22年度決算）



(注) 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

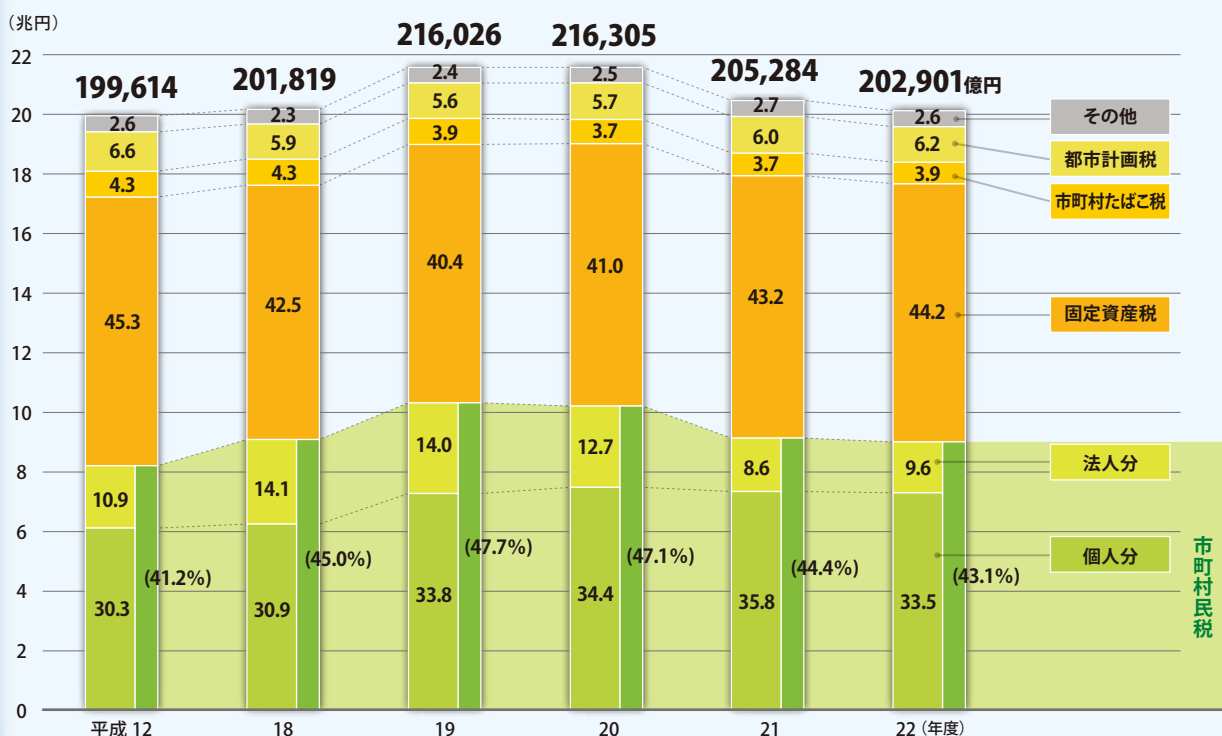
都道府県税は個人道府県民税などが減少したため前年度と比べて減収となっています。また、市町村税も法人市町村民税は増加したものの、個人市町村民税などが減少したため前年度と比べて減収となっています。

## 道府県税収入額の推移



(注) ( ) 内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比です。

## 市町村税収入額の推移

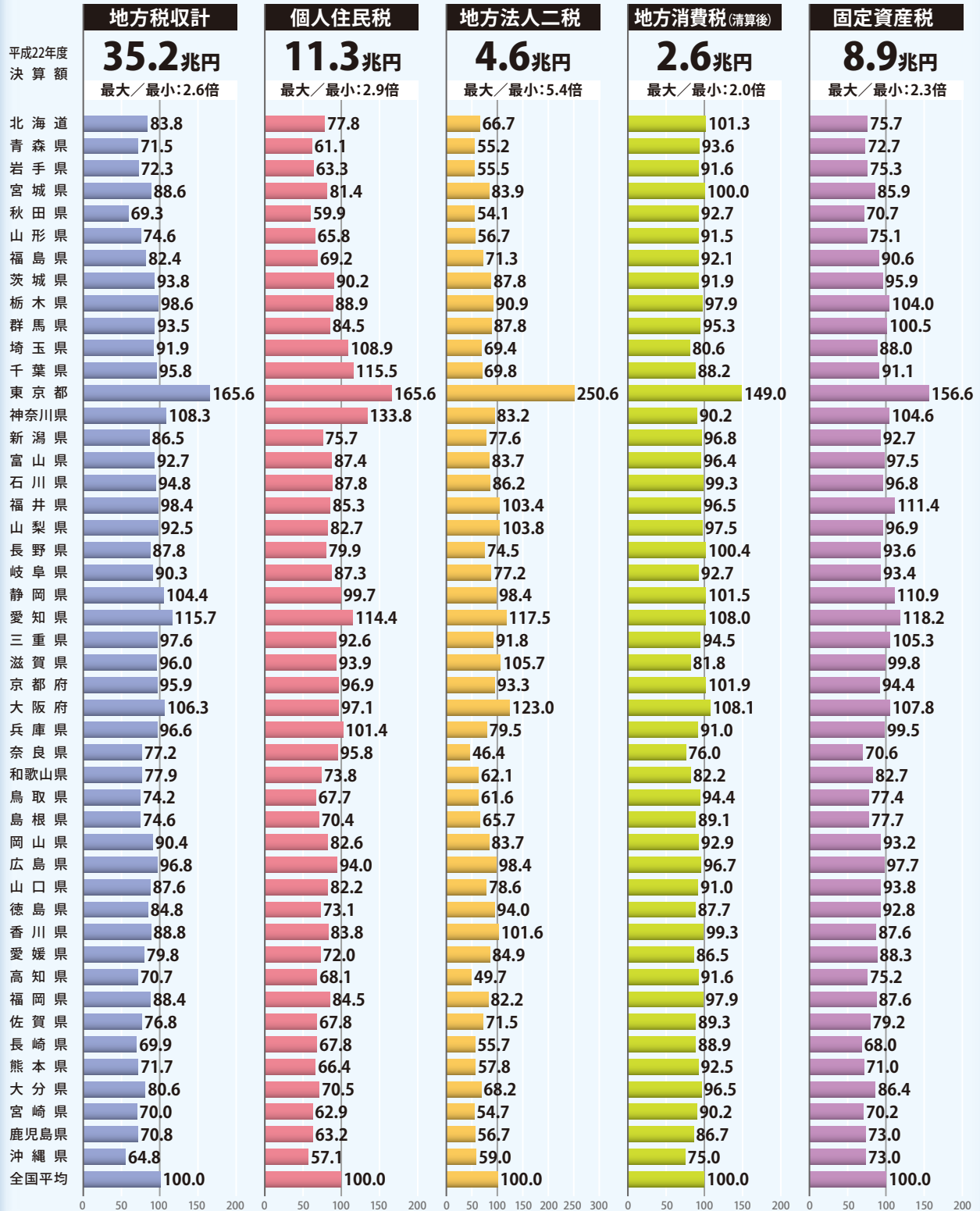


(注1) ( ) 内の数値は、市町村民税の構成比です。  
 (注2) 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要です。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人あたりの税収額を比較してみると、東京都が最も大きく、沖縄県が最も小さく、約2.6倍の格差となっています。

## 地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1)「最大/最少」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値です。

(注2) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものです。また、地方消費税清算後の数値となっています。

(注3) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いています。

(注4) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いています。

(注5) 固定資産税の税収額は道府県分を含み、超過課税分を除いています。

(注6) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口です。

## 4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再分配しています。

### 1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成22年度における地方交付税総額は17兆1,936億円、対前年度比8.7%増となっています。

### 2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度からは、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政対策債)に振り替えることとしています。

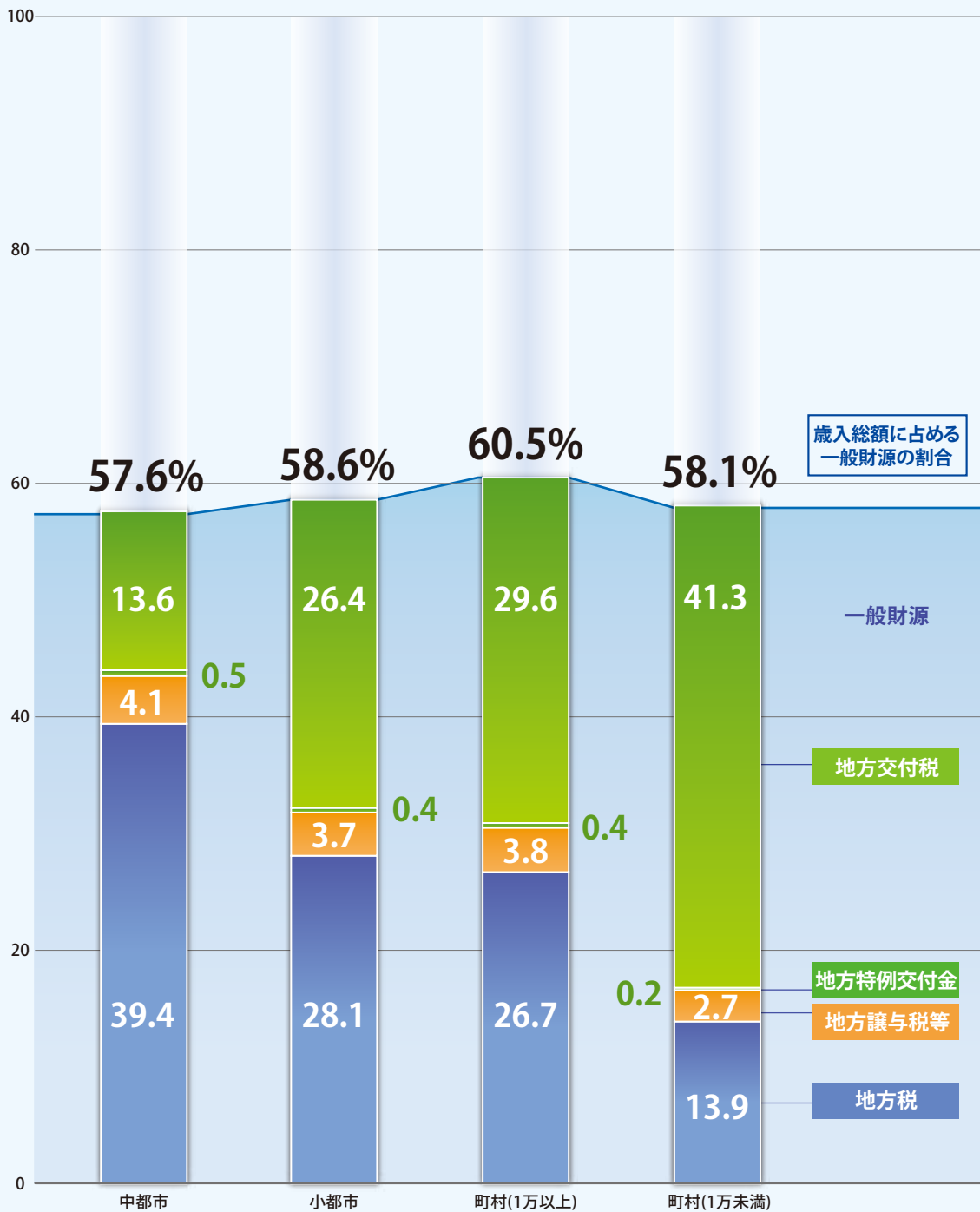
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

### 3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注)「中都市」とは、政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。

# 歳出

## 何に使われているのでしょうか？

### 1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、公債費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、公債費、民生費の順、市町村では、民生費、総務費、土木費の順となっています。

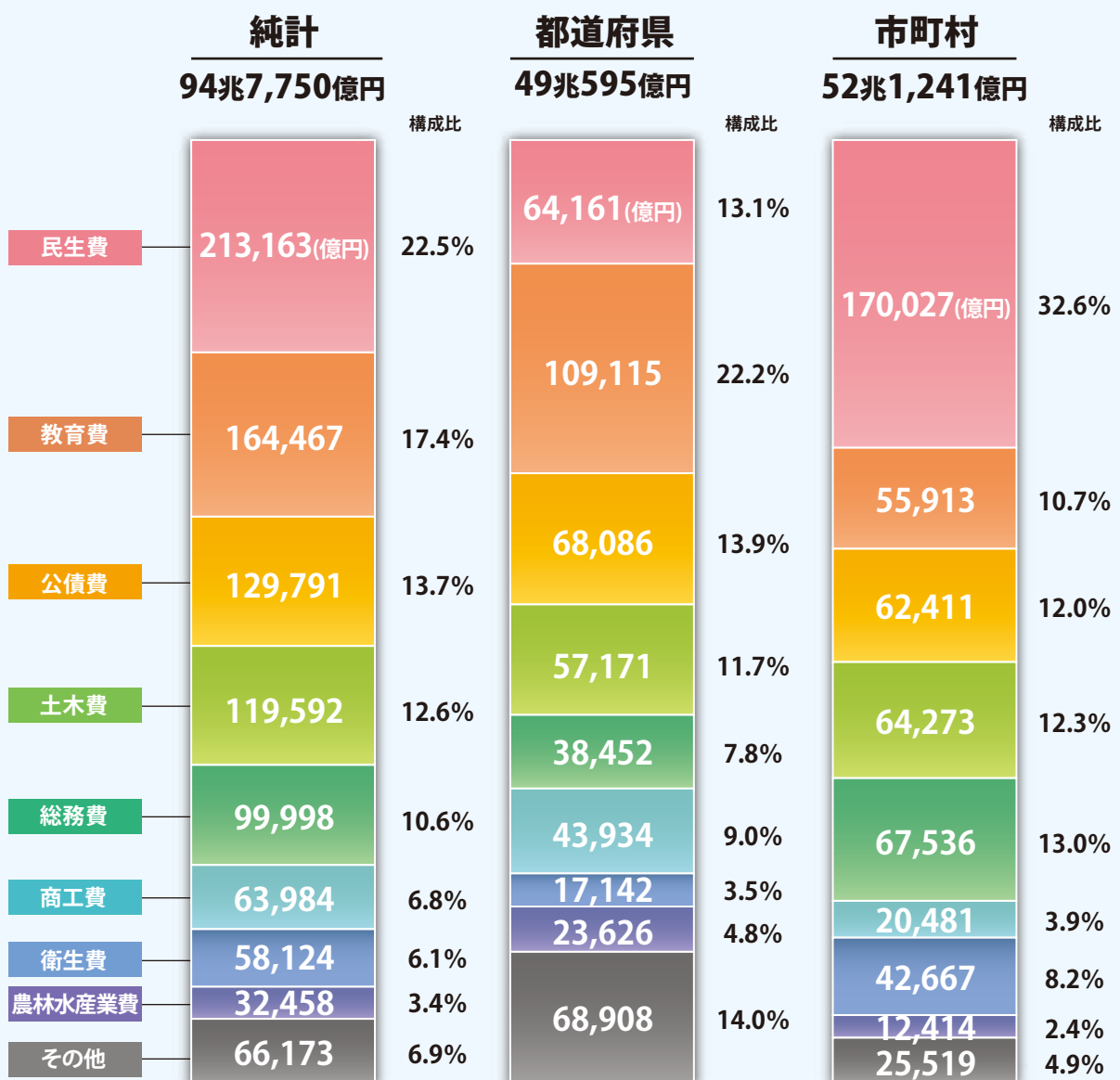
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

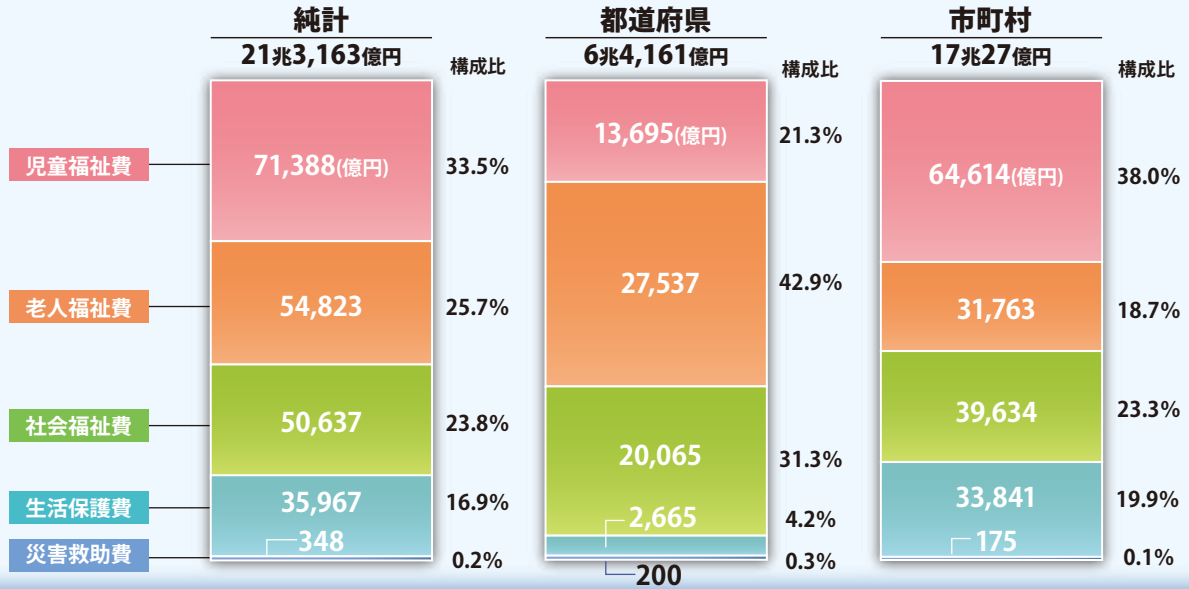
公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

### 目的別歳出決算額の構成（平成22年度）

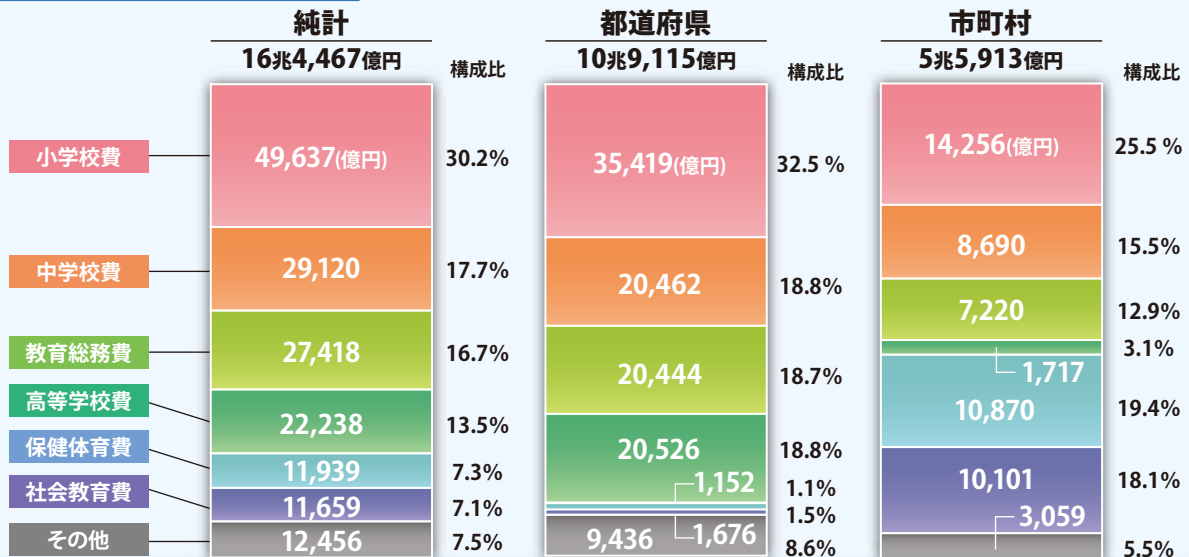




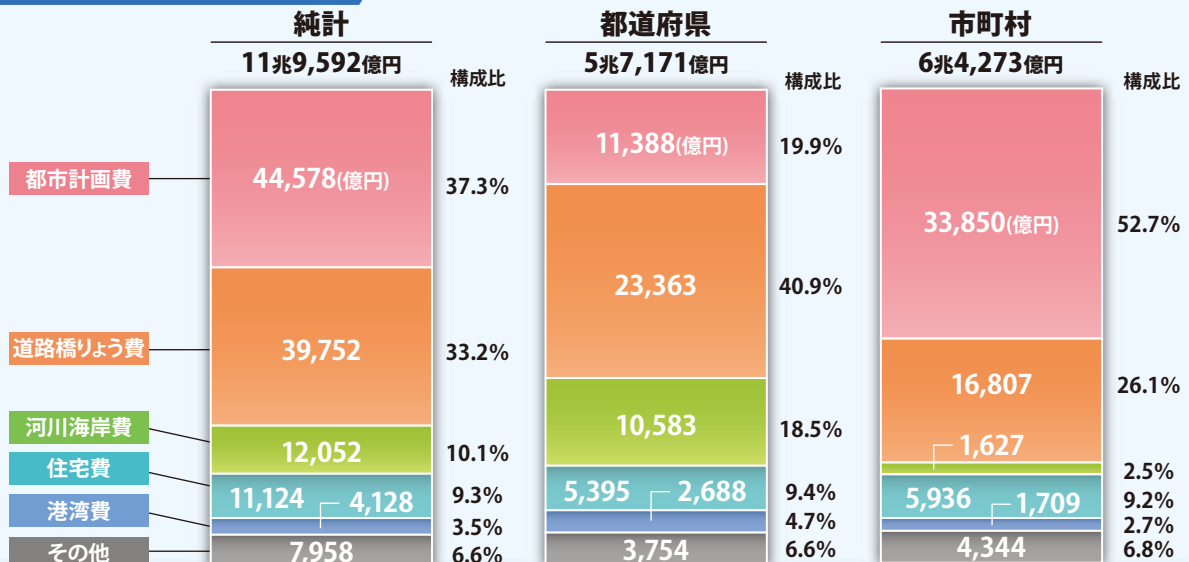
## 民生費の目的別内訳



## 教育費の目的別内訳



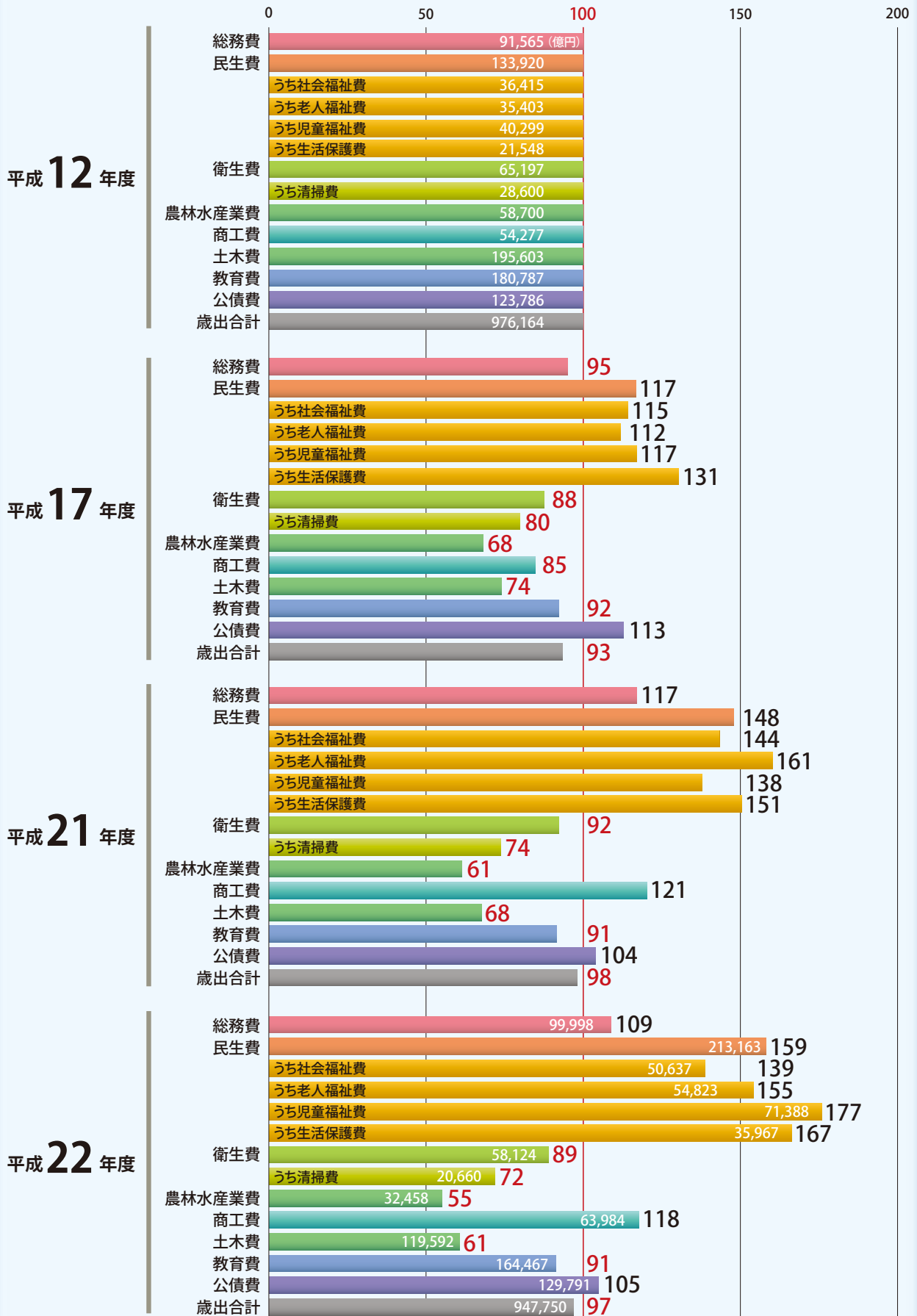
## 土木費の目的別内訳



## 目的別歳出構成の推移(普通会計純計)

近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。

単位：平成12年度を100としたときの比率

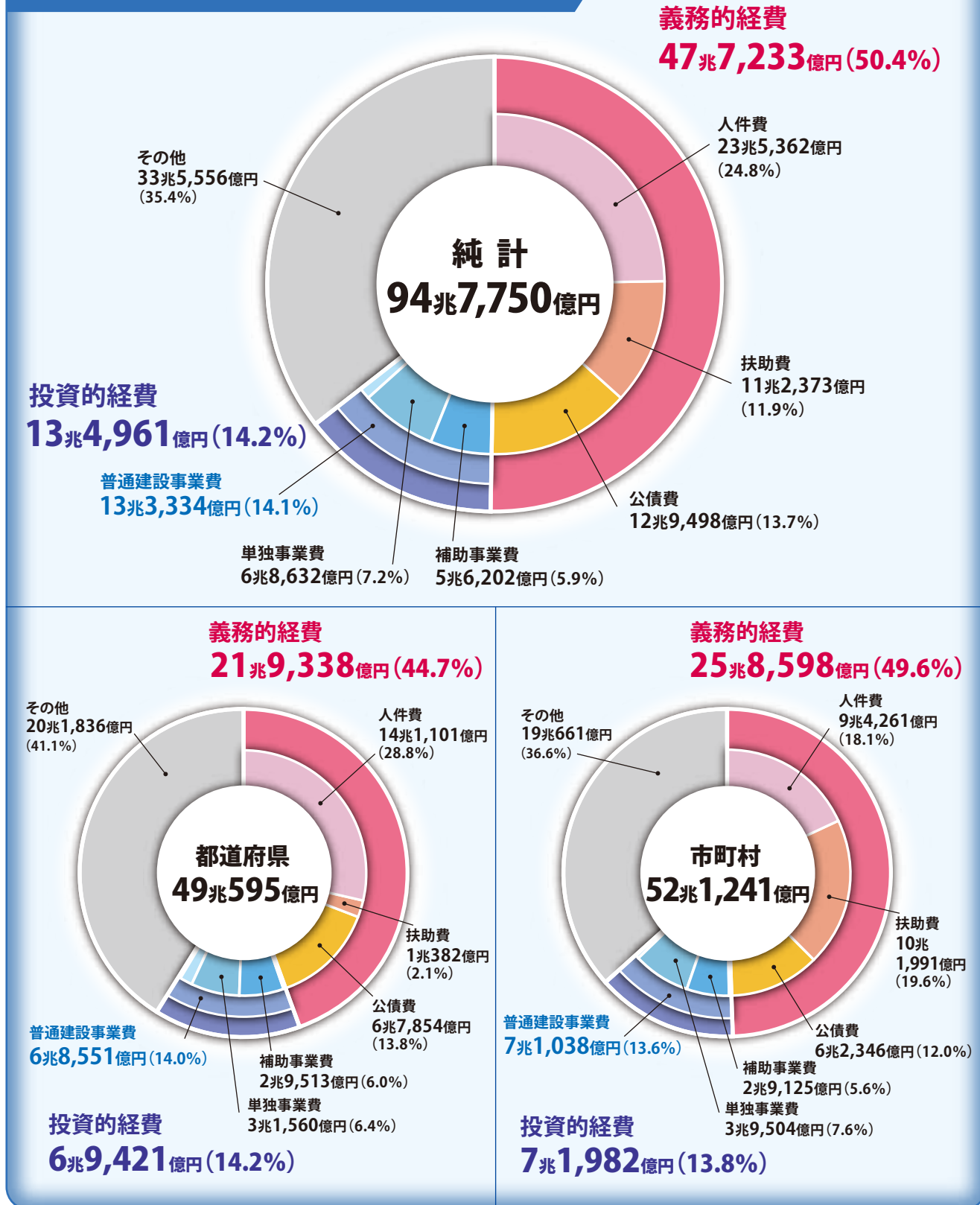


# 使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

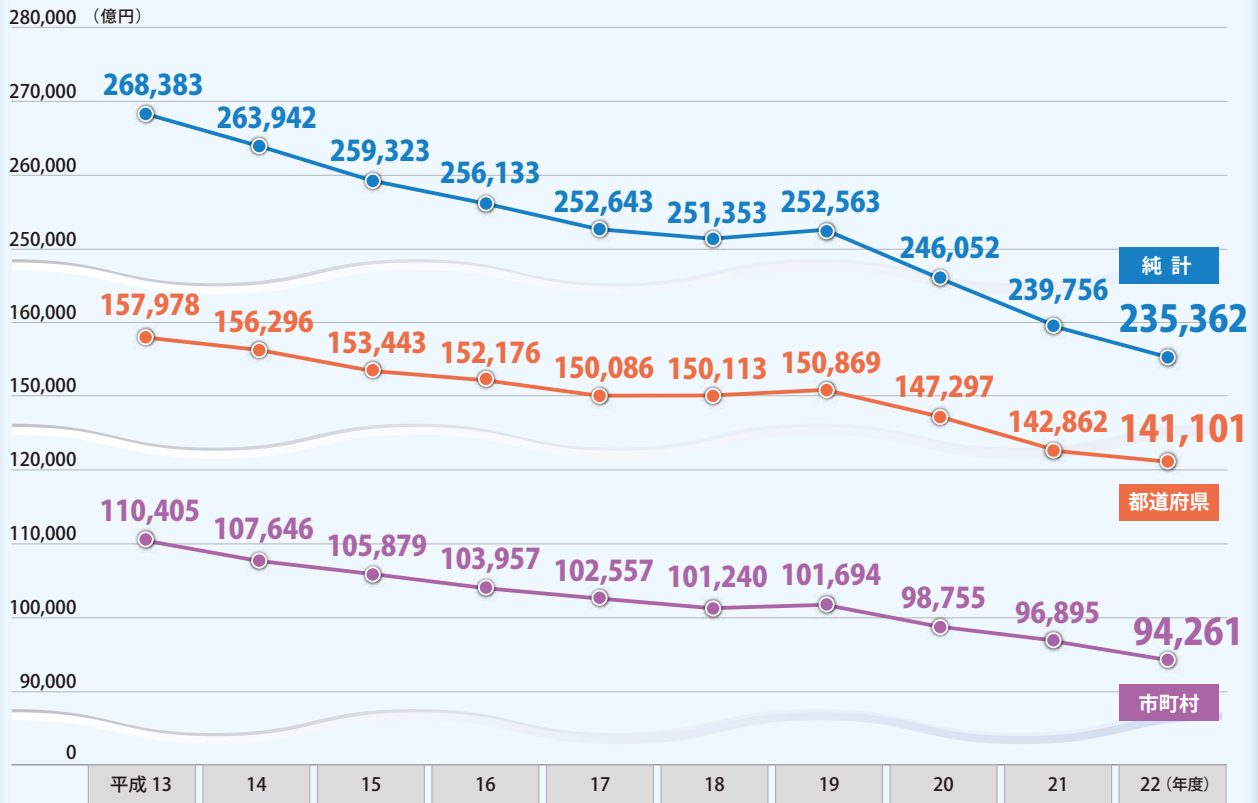
## 2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」（人件費、扶助費及び公債費）、普通建設事業費などの「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

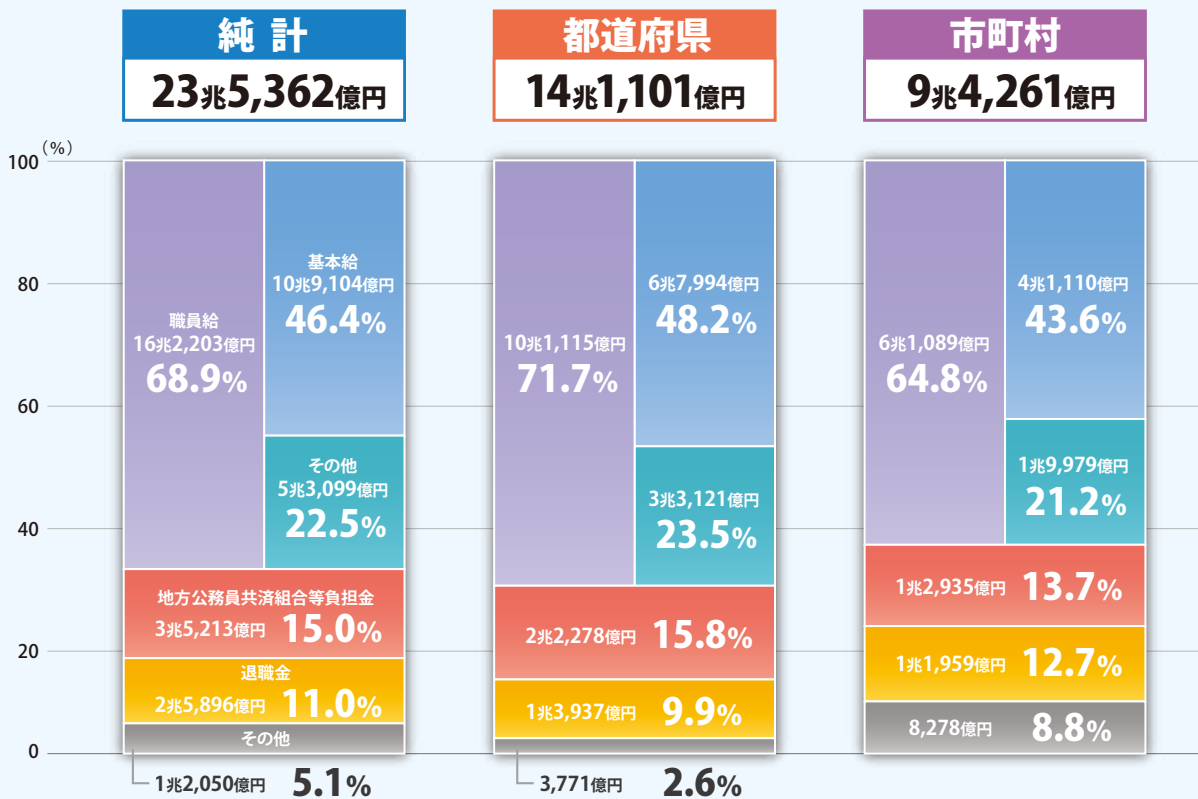
性質別歳出決算額の構成（平成22年度決算）



## 人件費の推移



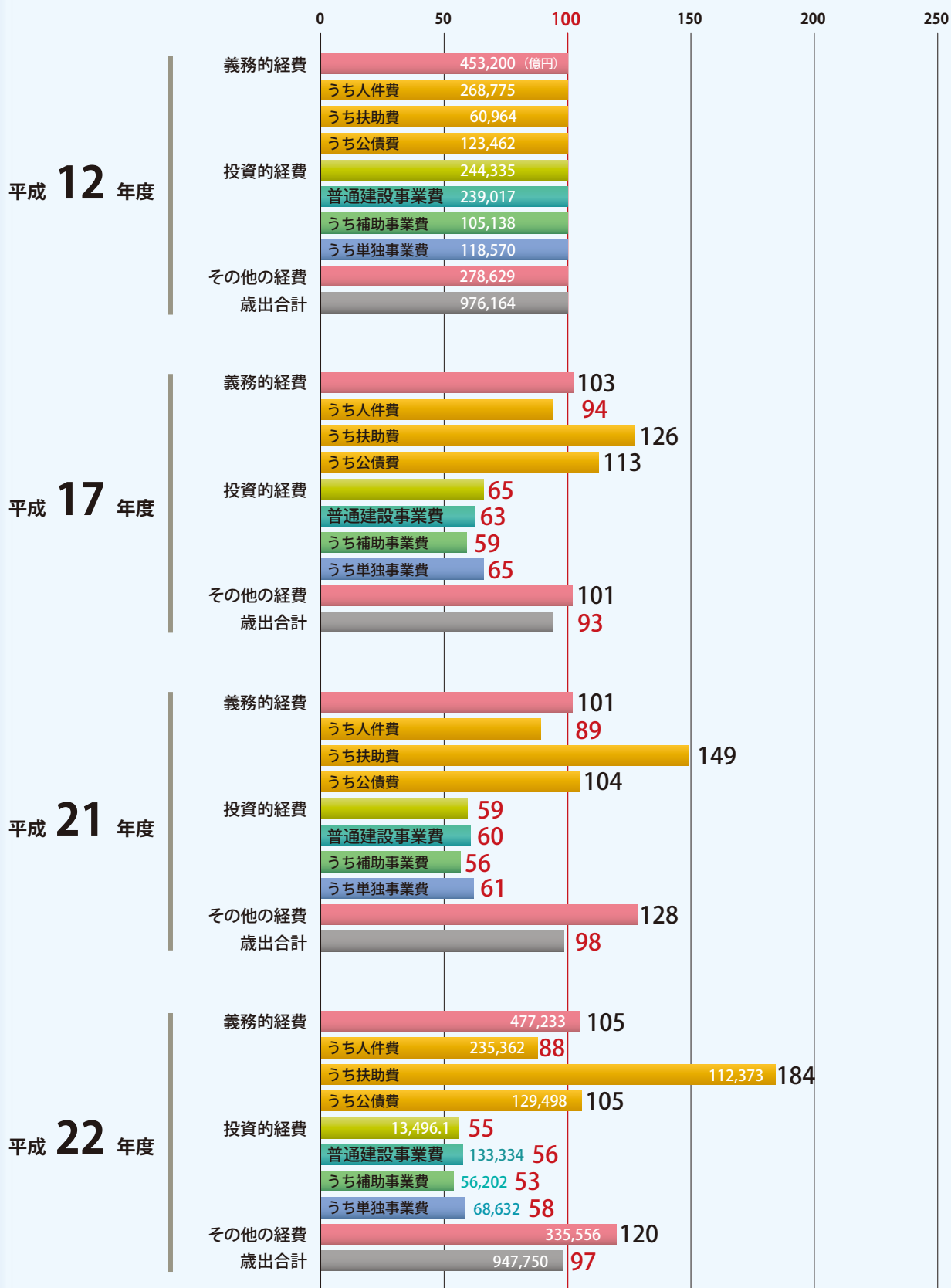
## 人件費の項目別内訳



## 性質別歳出構成の推移(普通会計純計)

近年、普通建設事業費などが減少する一方、義務的経費のうち扶助費、公債費などが増加しています。

単位：平成12年度を100としたときの比率



\*扶助費 児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費をいいます。  
 \*普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用をいいます。

# 財政構造の弾力性

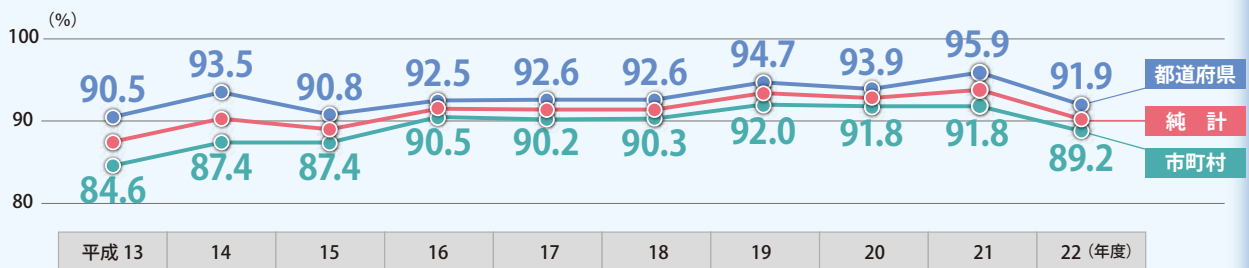
## 財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

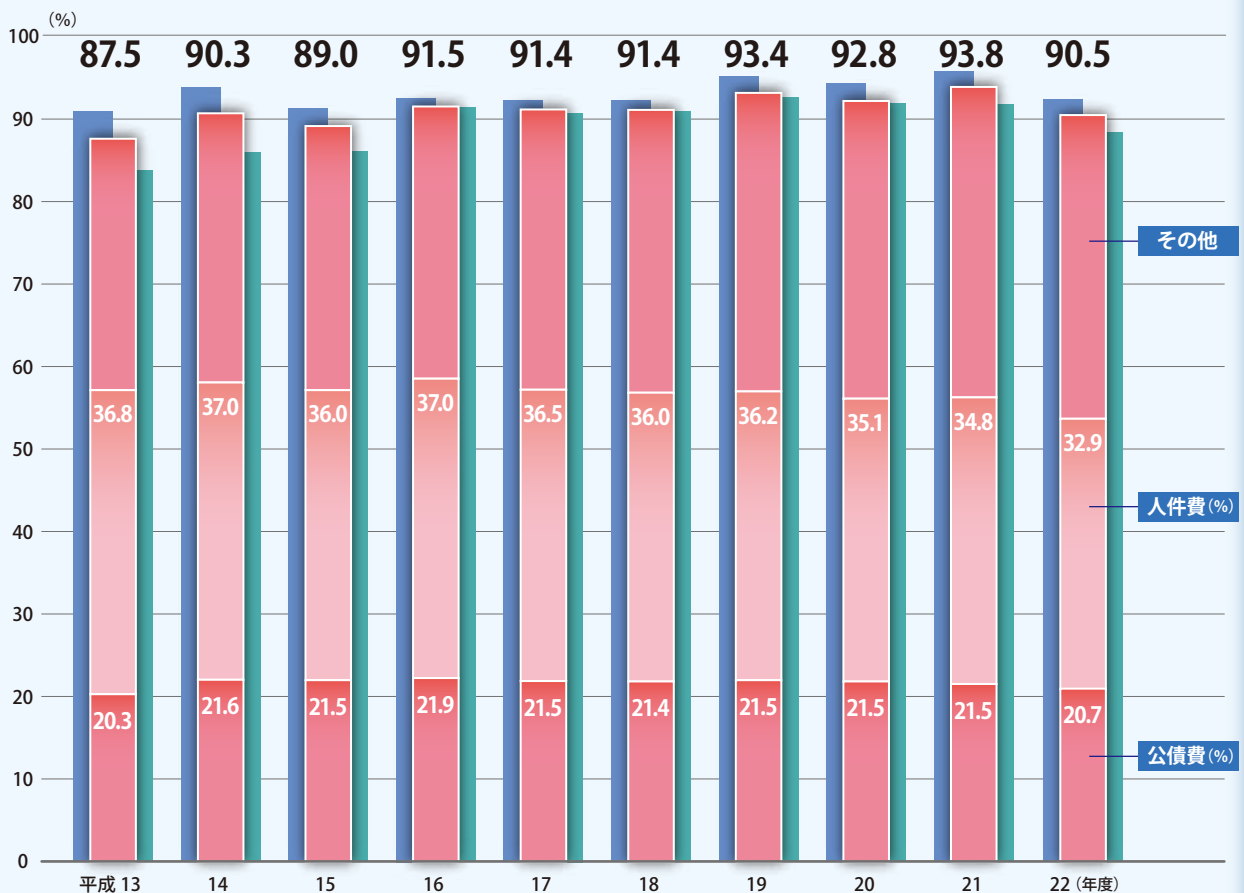
### 1 経常収支比率

経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度より3.3ポイント低下して90.5%となりました。

#### 経常収支比率の推移



#### 経常収支比率の内訳(純計)



## 2 実質公債費比率及び公債費負担比率

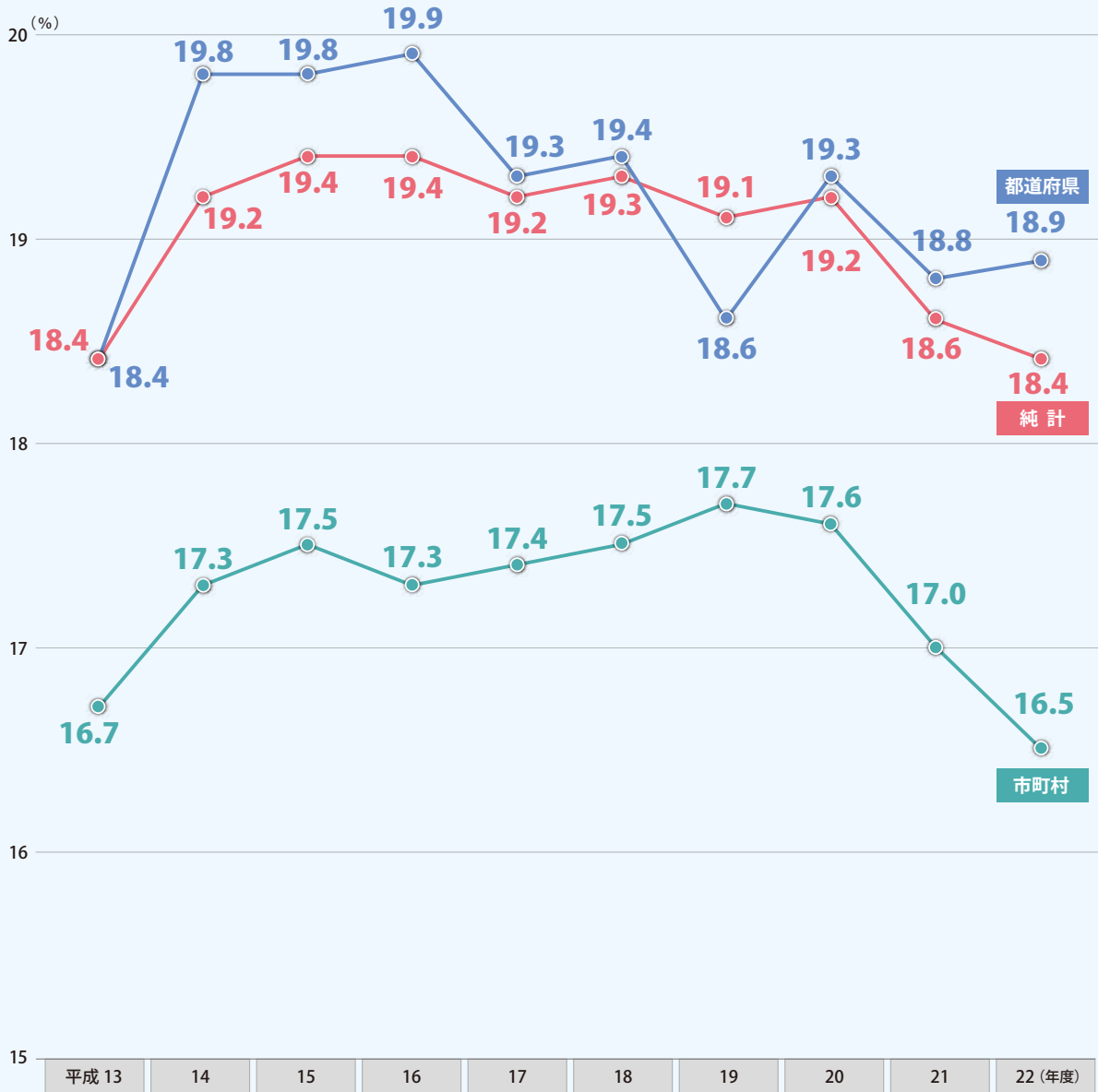
地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられています。

### 実質公債費比率の状況

実質公債費比率の状況については、「健全化判断比率・資金不足比率の状況」(29ページ)をご覧ください。

### 公債費負担比率の推移



\* 公債費負担比率：公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

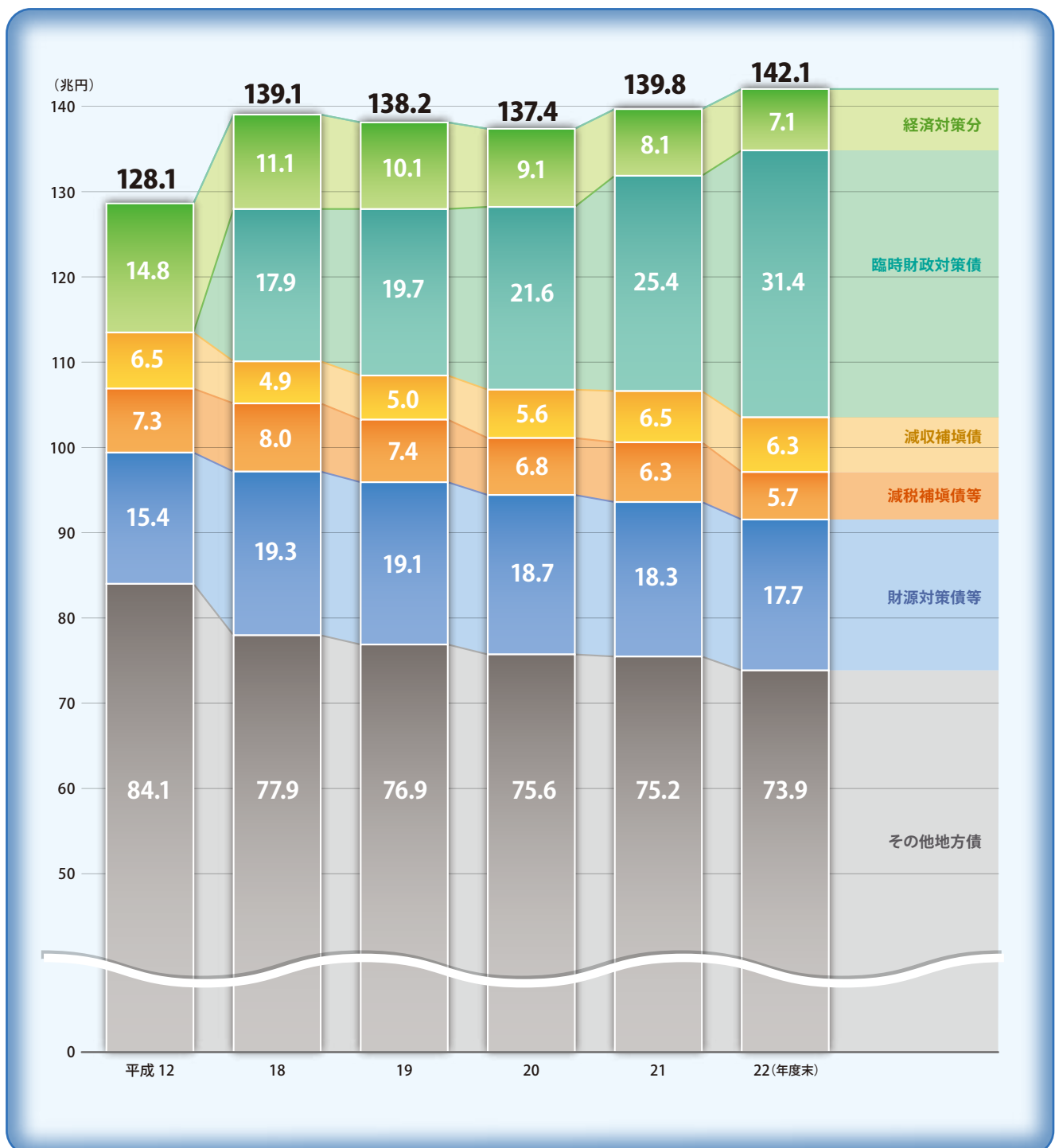
# 地方財政の借入金残高

## 地方財政の借入金はどうなっているのでしょうか？

### 1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成22年度末で約142兆円です。

近年、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.46倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.63倍に達しています。



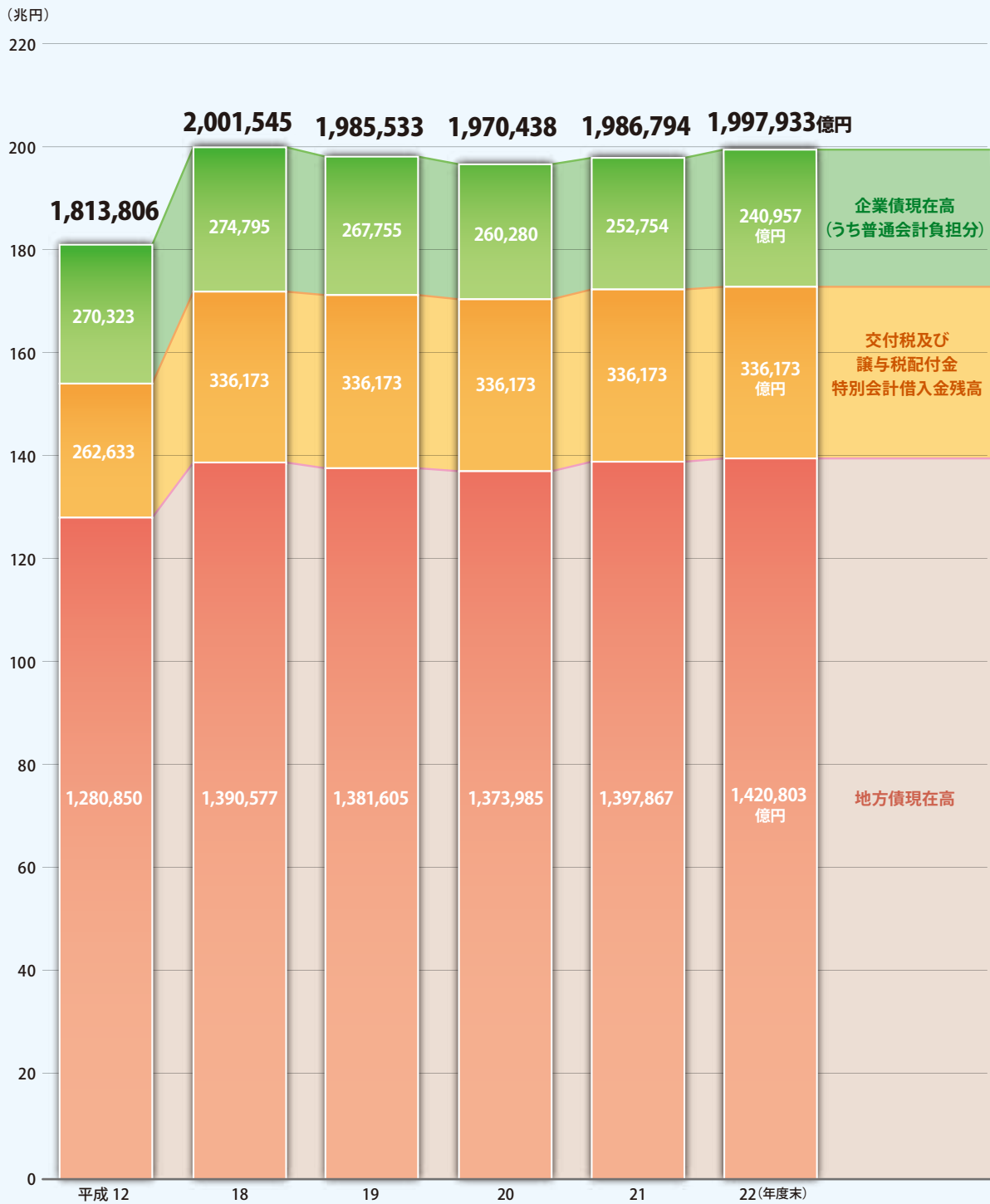
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。  
 (注2) 経済対策分は推計値です。



## 2 地方財政の借入金残高

地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成22年度末で約200兆円となっており、依然として高い水準にあります。

### 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



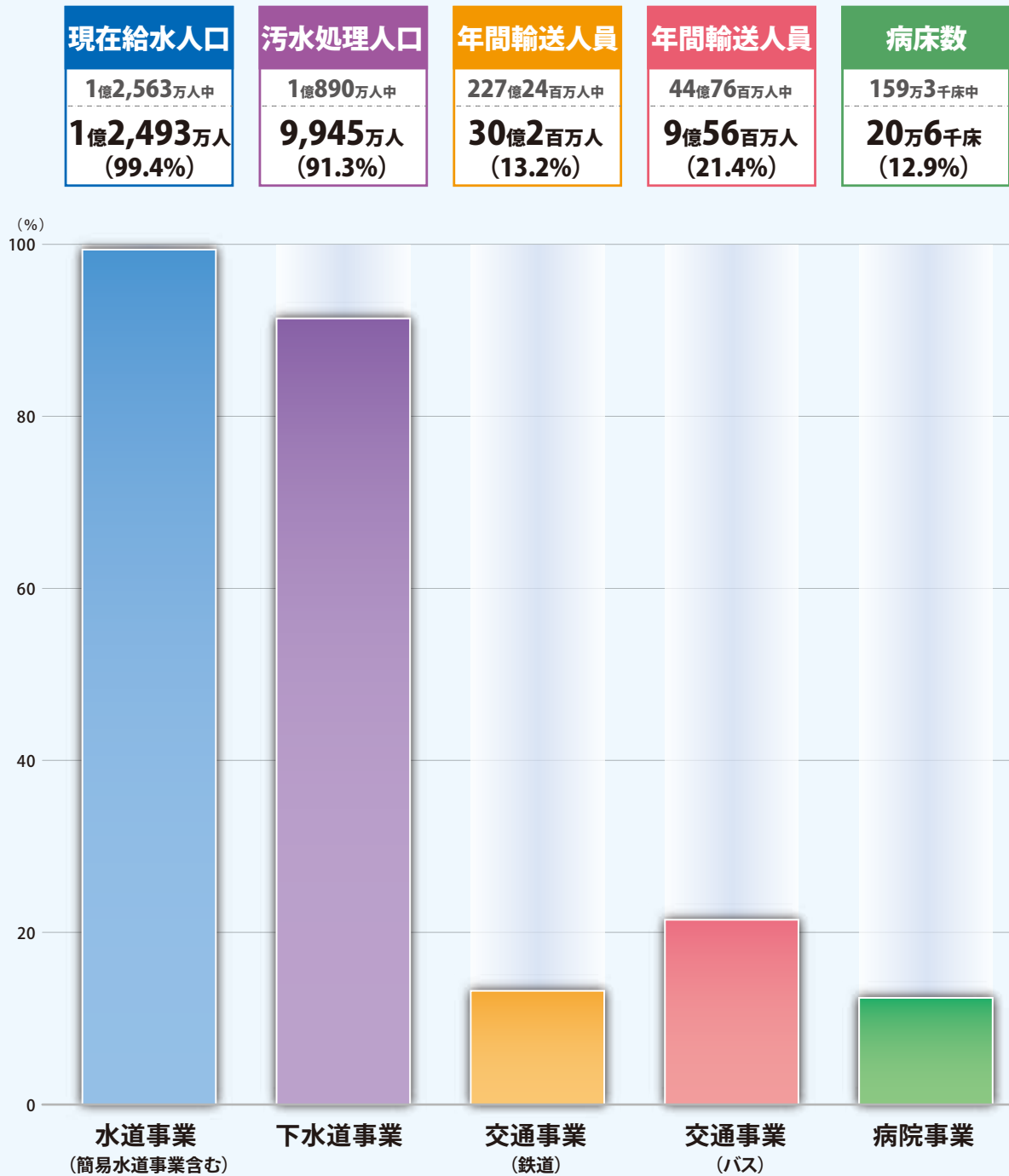
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。  
 (注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値です。

# 地方公営企業

## 地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

### 1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。

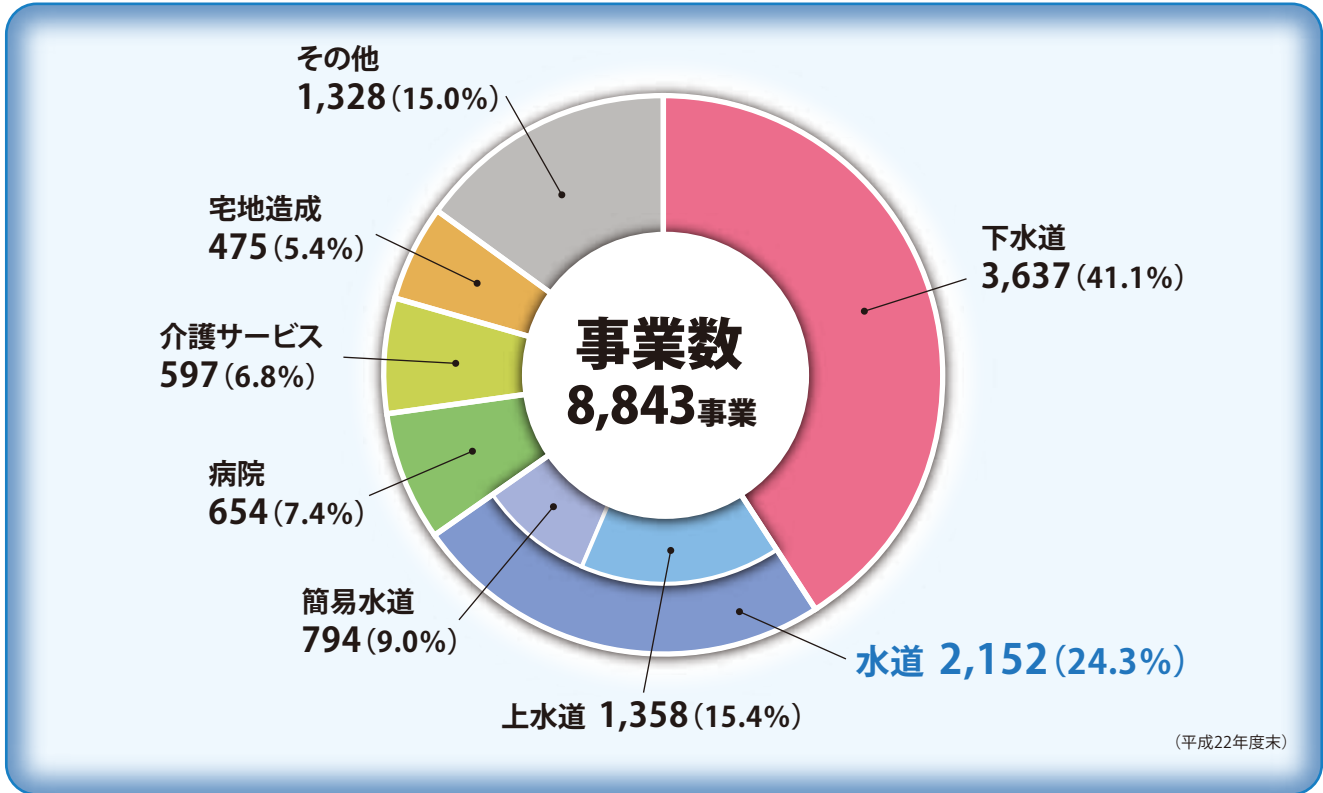


(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

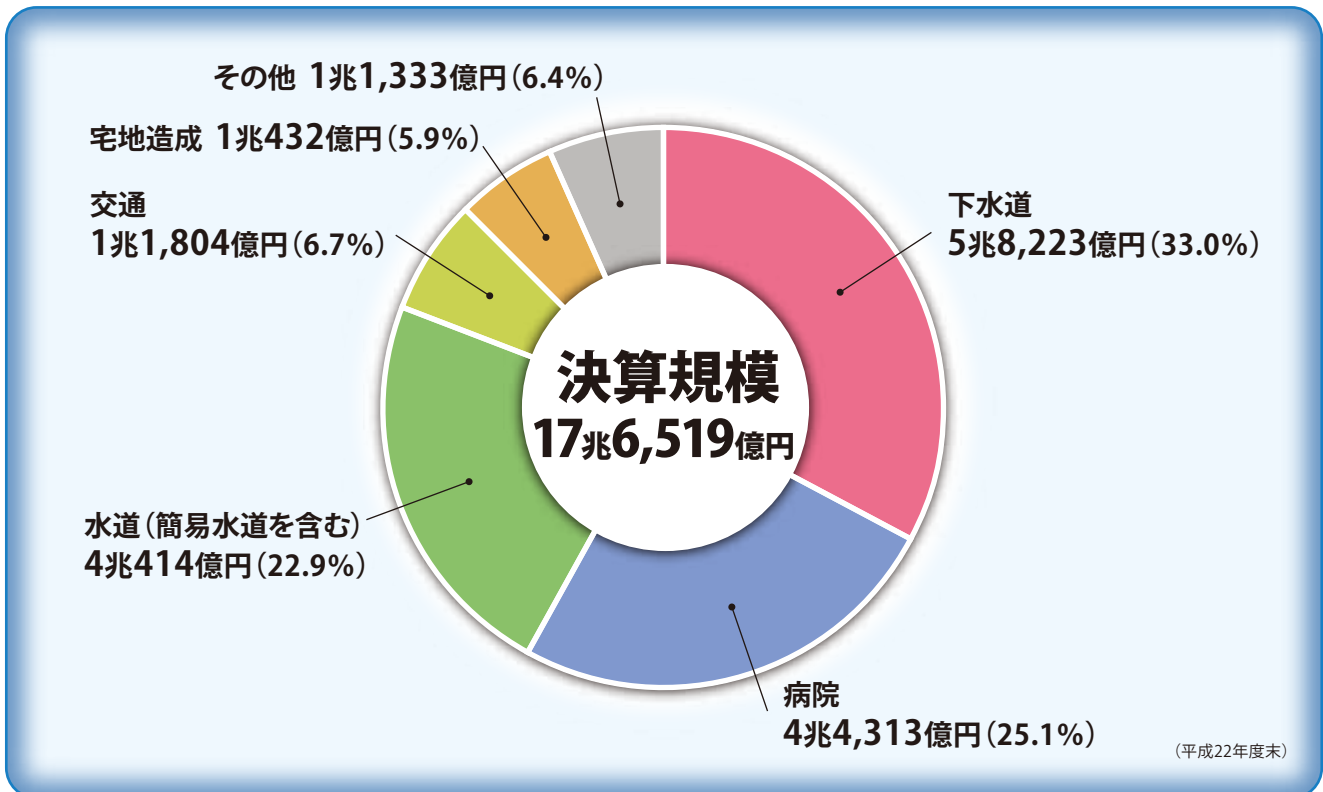
## 2 地方公営企業の事業数

事業数は、8,843事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業、宅地造成事業の順になっています。



## 3 決算規模

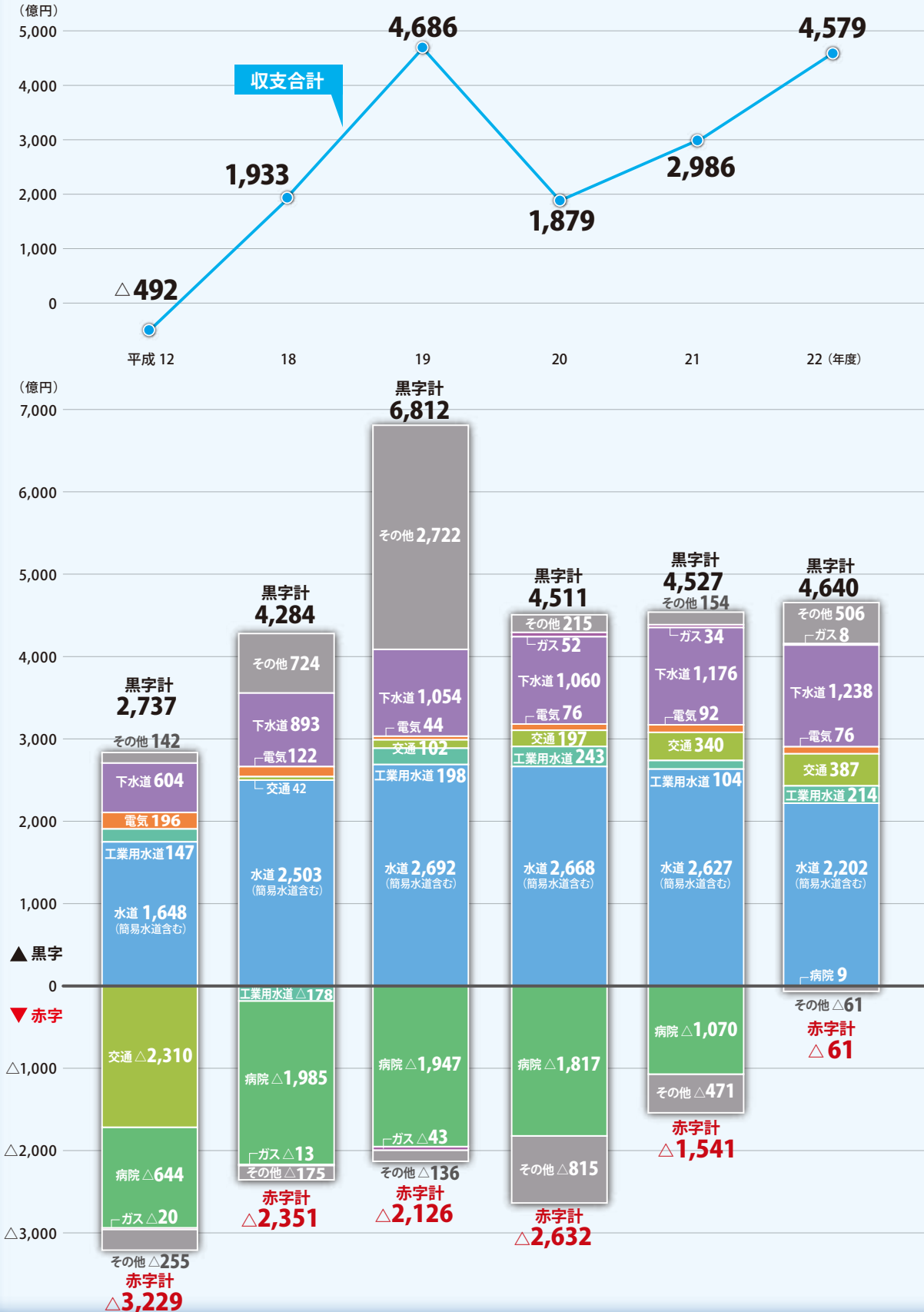
決算規模は、17兆6,519億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業、宅地造成事業の順になっています。



## 4 経営状況

経営状況は、4,579億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移しています。また、病院事業は近年赤字が続いていましたが、黒字に転じました。

### 地方公営企業の経営状況の推移



# 地方財政健全化の推進

## 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

地方財政は、過去に発行された地方債の償還や高齢化の進展等により、財政構造の硬直化が進み、極めて厳しい状況にあり、地方財政の健全化は重要な課題です。

旧来の地方公共団体の財政再建制度は、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘されていました。

そこで、地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が成立しました。財政指標の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定の義務付け等の規定については平成21年4月から施行されています。

### 健全化法と旧再建法との比較

#### 健全化法

#### 健全段階

##### 指標の整備と情報開示の徹底

- フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

#### 財政の早期健全化

##### 自主的な改善努力による財政健全化

- 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

#### 公営企業の経営の健全化

#### 財政の再生

##### 国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
  - 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特別債）の起債可
  - 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

健全財政 ◀◀◀

▶▶▶ 財政悪化

#### 旧再建法

##### 旧再建法の課題

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない等の課題

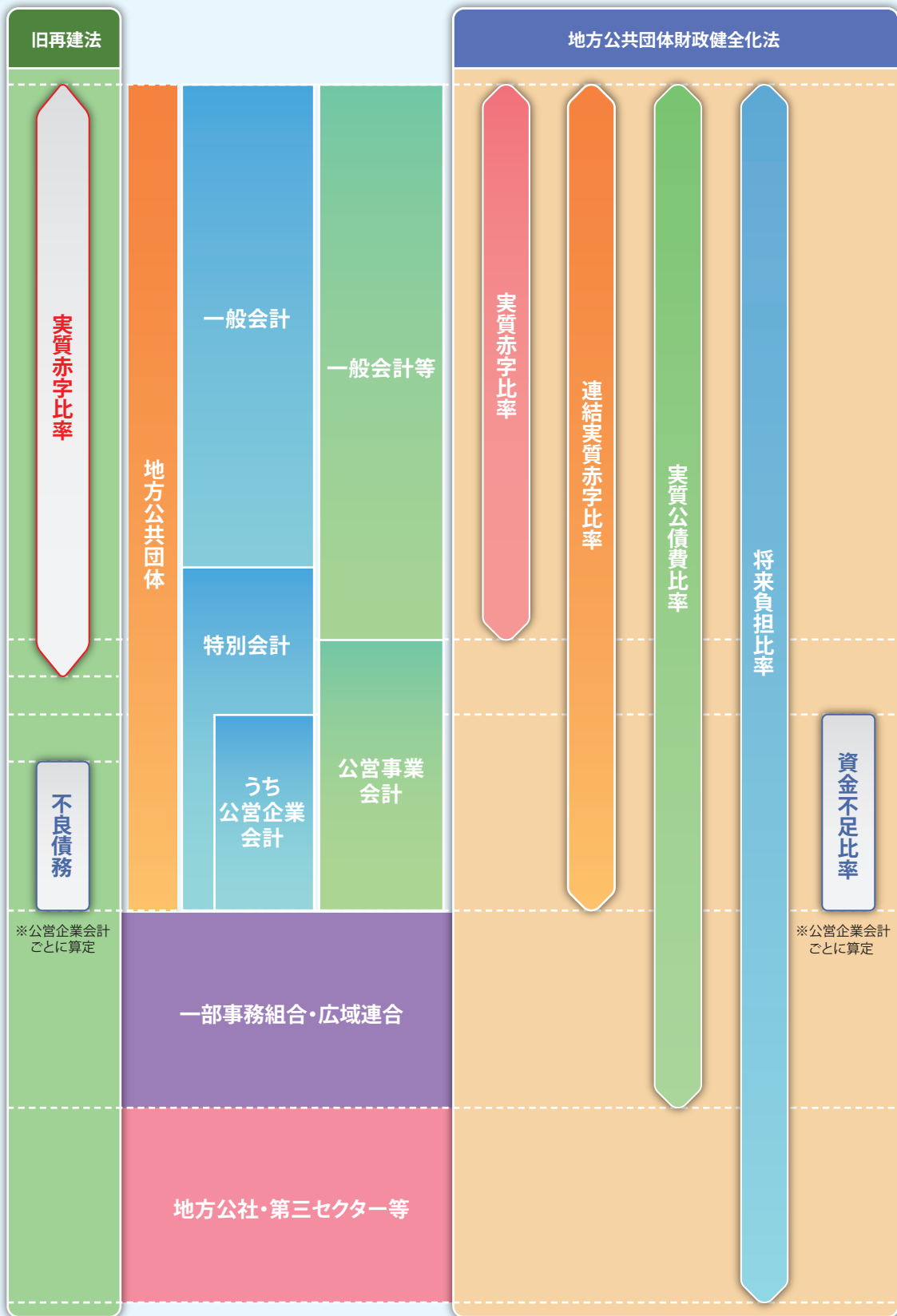
##### 地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）

##### 赤字団体が申出により、財政再生計画を策定（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）

# 健全化判断比率等の対象について



## 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

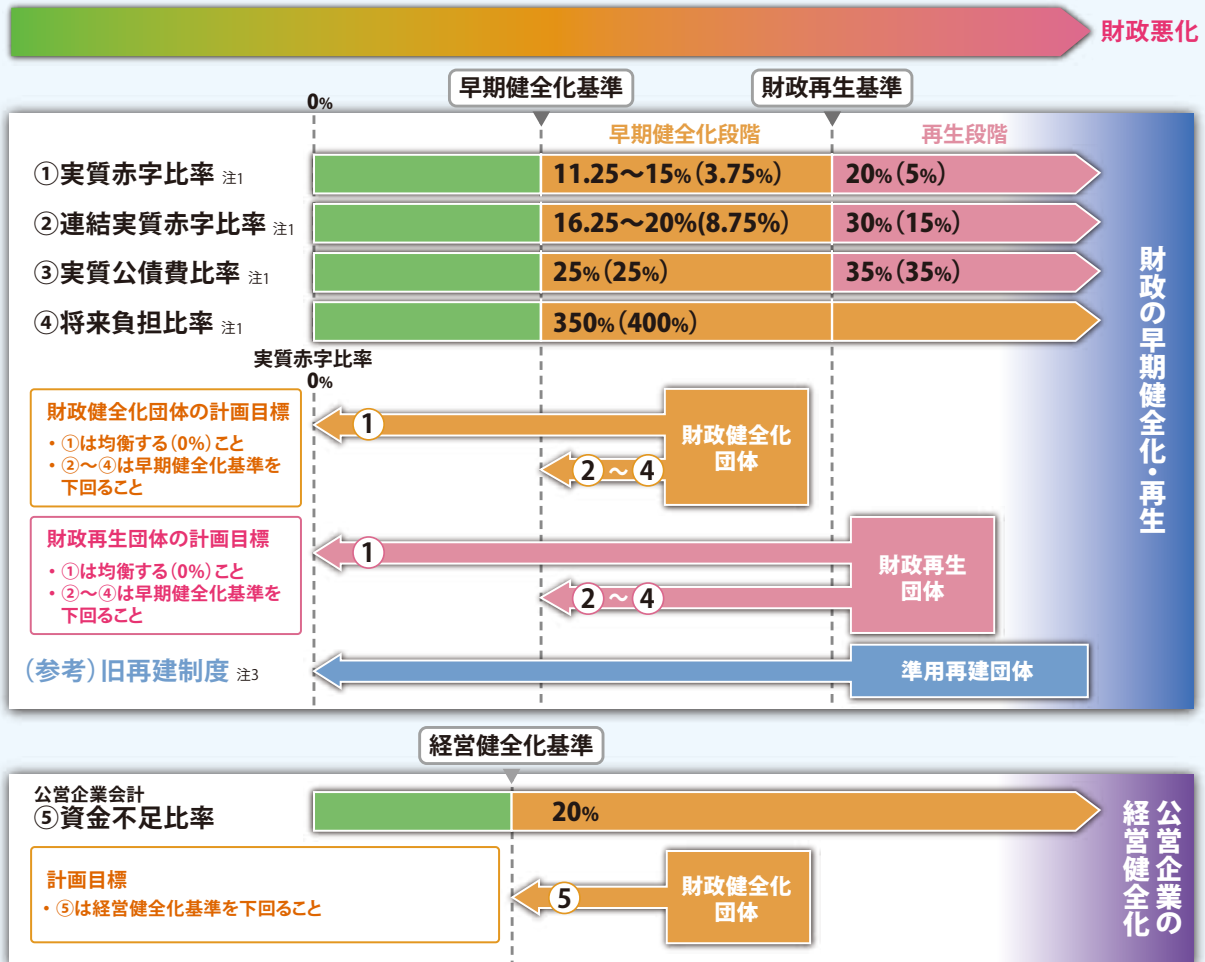
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



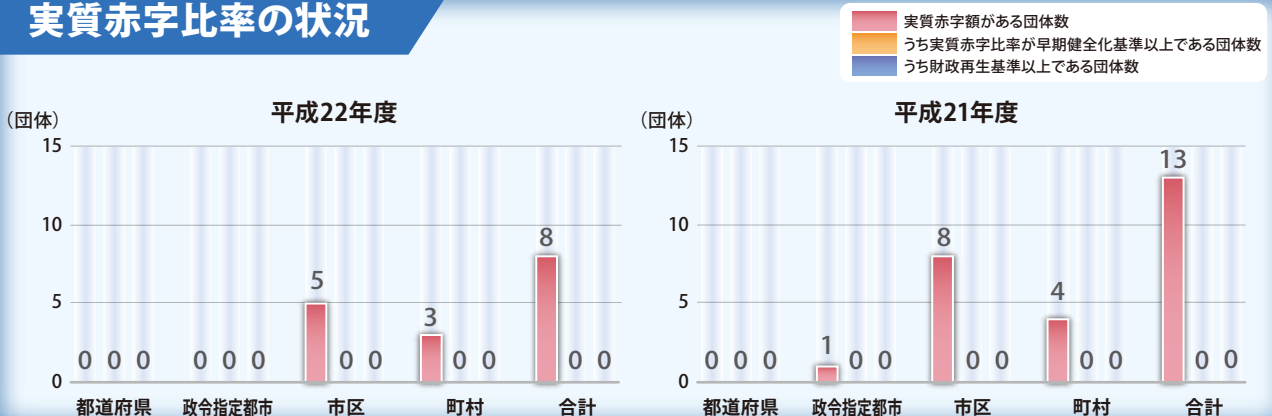
(注1) ( )外は市町村、( )内は道府県の基準です。実質赤字比率、連結実質赤字比率についての東京都の基準は、別途設定されています。  
 (注2) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、H21:40(25) %、H22:40(25) %、H23:35(20) %の経過的な基準を設定しています。東京都の基準についても、経過措置が設けられています。  
 (注3) 旧再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められていました。

## 2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

### 1 実質赤字比率

平成22年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、下図のとおりです。  
 実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数は、8団体となっています。  
 このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

### 実質赤字比率の状況





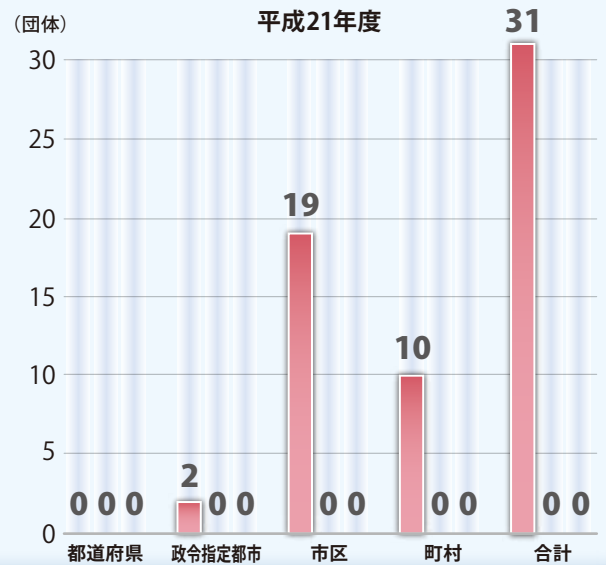
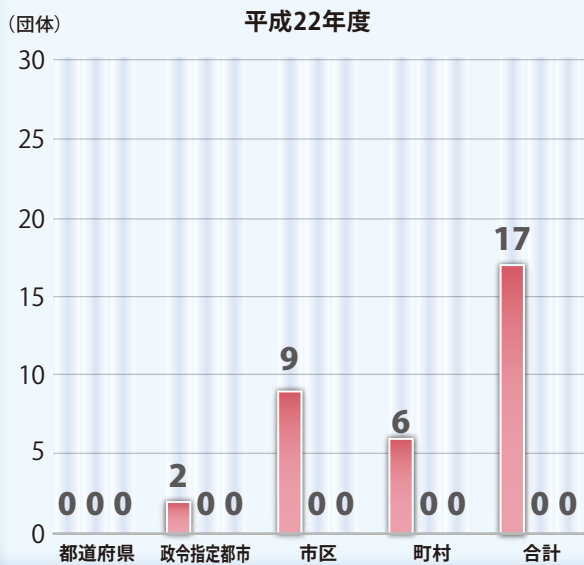
## 2 連結実質赤字比率

平成22年度決算に基づく連結実質赤字比率は、下図のとおりです。

連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数は、17団体となっています。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

### 連結実質赤字比率の状況

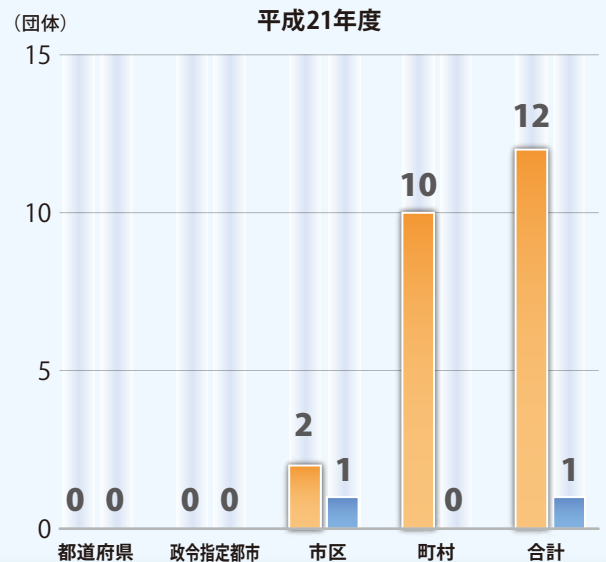
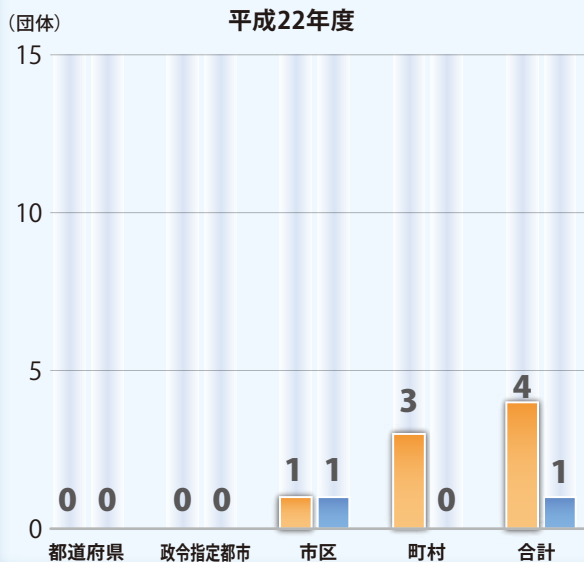


## 3 実質公債費比率

平成22年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、下図のとおりです。

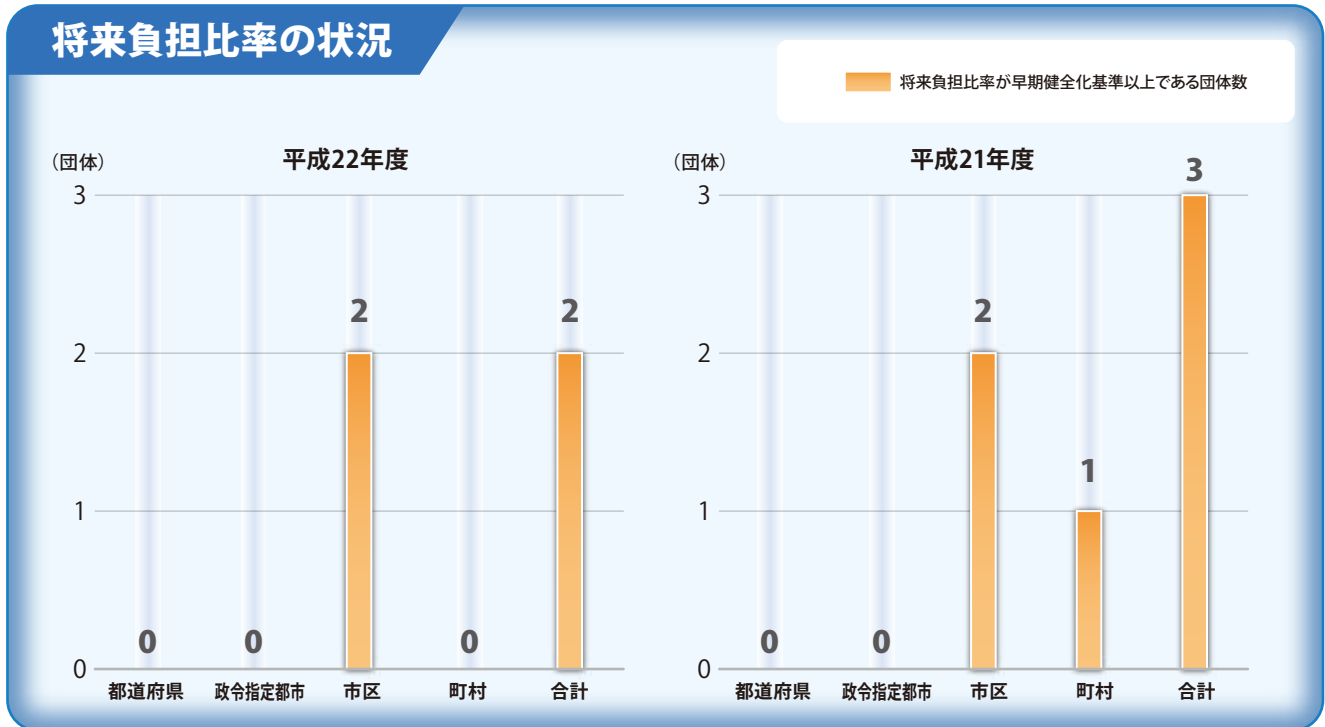
実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は4団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっています。

### 実質公債費比率の状況



## 4 将来負担比率

平成22年度決算に基づく将来負担比率の状況は、下図のとおりです。  
将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、2団体となっています。



## 5 資金不足比率

平成22年度決算に基づく資金不足比率の状況は、下図のとおりです。  
資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数は、119会計となっています。  
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、38会計となっています。

